

高山市こども未来計画(案)

笑顔あふれるこどもを育み 未来につなぐ

令和 7 (2025) 年 3 月

高山市

高山市では、これまで「子どもにやさしいまちづくり計画」に基づき、
20年以上の長きに渡って、各種の子育て支援策を進めてきました

その間も、こどもを愛しみ、懸命に育てこられた保護者の皆さま
陰に陽向に、こどもや家庭を応援し、力強く支えていただいた関係者の皆さま
子育て家庭を見守ってくださった地域の皆さまに、深い感謝と敬意の念を抱きつつ、
新たな「こども未来計画」を手にする喜びを、ともに分かち合えれば幸いです

私たちの目の前には、少子化や人口減少をはじめとする諸課題が横たわっています
取り巻く環境としても、急速に進むデジタル化や社会システムの変革、
国際的な気候変動や国家間の関係などが、暮らしにも様々な影響を及ぼしています

一方で、足元を見ますと、広い市域に広がる豊かな自然や特色ある地形風土、
先人から受け継いだ歴史景観や伝統文化、木工や農業などの産業、食文化など
当市には、数多くの魅力的な地域資源とそれを守る人々、人とひとの絆が存在します

全てのおとも、昔は必ずこどもだったはずであり、こどもの誕生や豊かな成長が
地域を構成する全ての人々にとっての、より良い未来づくりには欠かせません

この計画の目指す姿の実現、取組みの推進を通じて様々な課題の克服を図り、
こどもや家庭、地域の人々に笑顔があふれ、この「まち」に暮らす全ての「ひと」の
幸福につながるよう、皆さまと一緒に、熱意と希望をもって取組み続けます

最後に、この計画の策定にあたり、貴重なご意見やご提言をお寄せいただいた
こども達、保護者の皆さまをはじめ、推進委員会の委員や
様々な対話機会の参加者など多くの市民の皆さまに
対しまして、改めて心からの御礼を申し上げます

さあ、皆の笑顔があふれ、ワクワクするような
「ひと」と「まち」の未来、ともに創っていきましょう！

令和7(2025)年3月

高山市長

田中 明



目次

<本編>

1. 趣旨	1
2. 現状課題	2
3. 位置付け等	6
4. 計画期間	10
5. 基本姿勢（重視すべき視点）	10
6. 基本目標（目指す姿）	12
7. 基本施策（目指す姿の実現に向けた施策体系）	13
8. 具体的な取組み	
(1) こども家庭の「心身の健康」の推進	15
(2) こども家庭への「豊かな日常」の提供	19
(3) 「誰も取り残さない」こども家庭への支援	26
(4) こどもの「権利擁護」の周知啓発	30
(5) こどもの「意見反映」と参画促進	30
(6) 「官民連携」によるこども家庭の施策推進	31
9. 推進体制	32
10. 計画の進行管理、見直し	32

<資料編>

1. 策定経過	33
2. 用語解説	34
3. 参考資料	35

<別添>

1. 量の見込み（子ども子育て支援事業計画）

1. 趣旨

市では、平成 17 (2005) 年 4 月から「こどもにやさしいまちづくり計画」に基づき、4 期 (20 年) に渡って、関連分野を含めた幅広い視点を持って、各種の子育て支援策や相談体制の充実を進めてきました。

令和 5 (2023) 年度に実施した「こどもの意識等に関する調査」において、「このまちが好き」と感じている市内の小中学生は 94.0% となり、地域に誇りや愛着を持つこどもが大多数、かつ 5 年前の前回調査よりも割合が増加していることが示されました。

また、令和 6 (2024) 年度に実施した「まちづくり市民アンケート」においては、「こどもが健やかに育つ環境が整っている」と感じている市民の割合は 68.9% となり、調査対象の 38 分野のなかでは「こども」分野が 5 番目に高い評価、前年度調査よりも 8.8% 増となるなど、一定の成果が現れていると捉えています。

一方で、厳しい少子化が進行するなか、人口減少や高齢化などにより、様々な分野における担い手不足が大きな地域課題となっています。

核家族や共働き家庭の増加、コロナ禍を経たライフスタイルや価値観の多様化なども背景に、地域の繋がり希薄化や子育ての孤立化が進むなかで、より複雑で重層的な課題への対応が求められています。

国においては、令和 5 (2023) 年 4 月に「こども家庭庁」が発足するとともに、「こども基本法」が施行されるなど、「こどもまんなか社会」の実現を目指した取り組みが進められています。

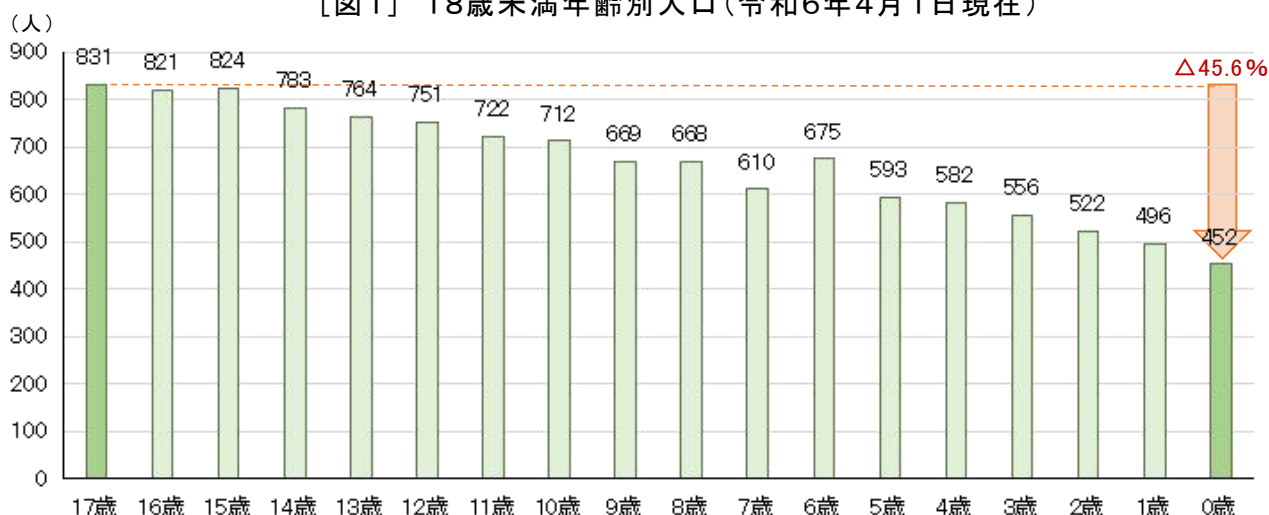
これら社会情勢などの変化に適切に対応するとともに、こどもや若者を中心に捉えた取り組みを総合的かつ強力に推進することにより、飛騨高山の「まち」に暮らす全ての「ひと」の幸福や将来の希望につなぐことを目的として、「こども未来計画」を策定します。

2. 現状課題

(1) 人口動向

当市の18歳未満の年齢別人口は〔図1〕に示すとおりで、ほぼ一貫して減少傾向にあり、高校3年生の年代である17歳の831人、0歳の452人の比較では△45.6%と、およそ半減となっています。

〔図1〕 18歳未満年齢別人口(令和6年4月1日現在)



当市の合計特殊出生率（一人の女性が一生に産むこどもの数を示す指標）の推移は〔図2〕に示すとおりで、平成21(2009)年までは上昇傾向、その後ほぼ横ばいとなり、平成29(2017)年の1.75をピークにやや下降し、令和4(2022)年は1.60となっています。

厚生労働省発表による自治体別合計特殊出生率の平成30(2018)年から令和4(2022)年の5年平均値では、当市は1.64と岐南町の1.74に次いで、岐阜県内42市町村のなかで第2位と高い水準となっています。

従って、〔図1〕で示される厳しい少子化の状況は、当市における合計特殊出生率の減少が主な要因ではないことが伺えます。

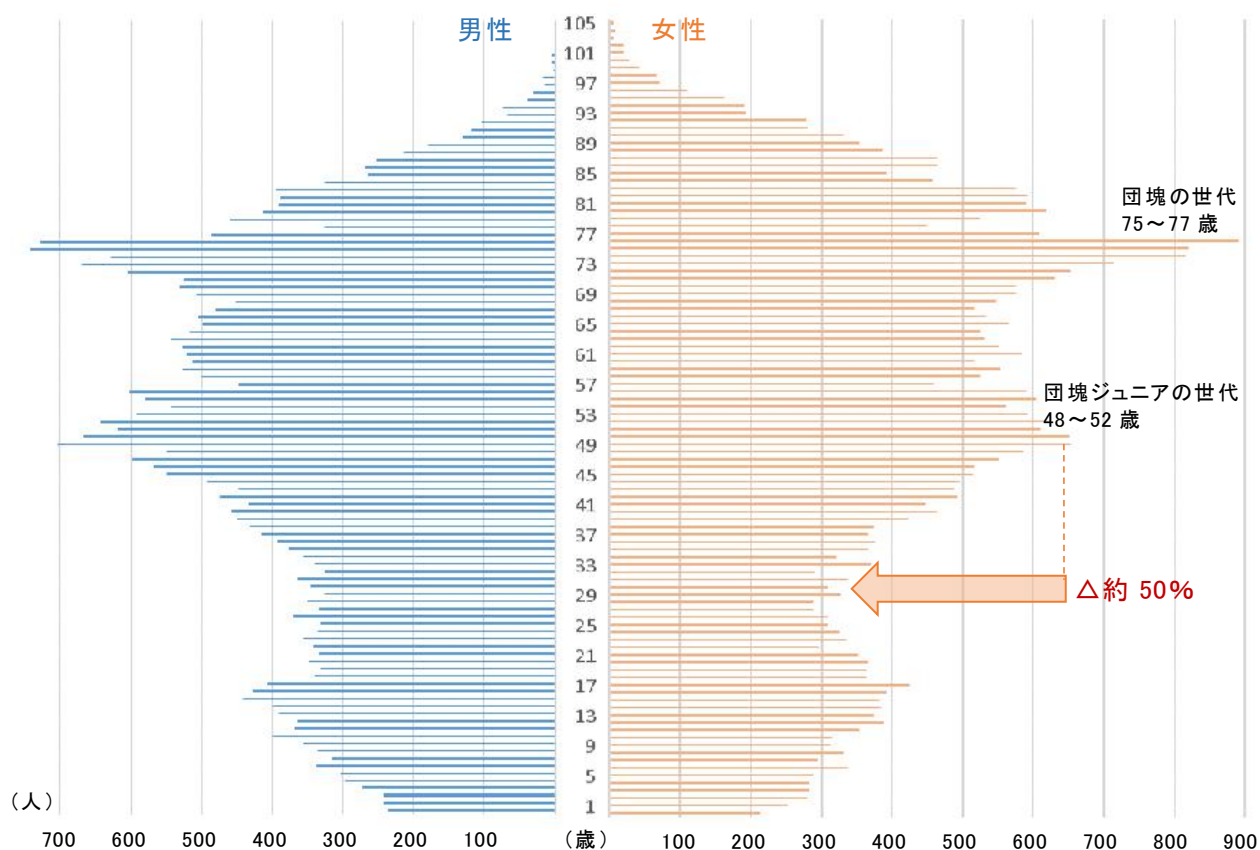
〔図2〕 合計特殊出生率の推移



当市の年齢別人口構成図（人口ピラミッド）は〔図3〕に示すとおりで、団塊ジュニアの世代である50歳の女性650人と比べ30歳の女性は311人と、半減していることが見てとれます。（男性の人口もほぼ同様）

これらのことから、当市における少子化の要因は、晩婚化や生涯未婚率の増加といった影響も考えられますが、当市における父親や母親となる年代のおとなの人数が半減していることが、最も大きな影響を及ぼしていると捉えられます。

〔図3〕 人口ピラミッド(令和6年4月1日現在)



「高山市第九次総合計画」における人口推計によると、令和7(2025)年と令和32(2050)年を比較して、15歳未満の人口（年少人口）では△42.0%、総人口で△31.2%と、引き続き少子化や人口減少が進行すると予測しています。

少子化や人口減少の進行により、経済社会活動の停滞やサービスの縮小、既存の様々な制度や慣行の維持が困難になるなど、「まち」に暮らす全ての「ひと」に対しても、様々な影響が及んでいくことが見込まれます。

(2)これまでの主な取組み、課題

これまで従前の計画に基づき、「こどもがやさしさにつつまれ健やかに育つまち」を基本理念に、市民や関係団体などの意見も踏まえて、幅広い分野から、また地域と一緒に子育て支援の充実に取り組んできました。

産後ケア事業や健診機会の充実、助産師や保健師による伴走型支援など、妊娠前から切れ目のない支援を進めるとともに、安全安心な保育サービスの提供やきめ細かな子育て支援サービスの充実に図り、「安心してこどもを生み、育てることができるまちづくり」を進めてきました。

保護者の価値観やライフスタイルが多様化するなかで、引き続き、個に寄り添った支援の充実に図りつつ、ニーズに即した保育サービスの環境整備と質的向上が求められています。

原山市民公園や赤保木公園など屋外施設、ひだ木遊館（木っずテラス）など屋内施設、市民プールやサッカー競技場などスポーツ施設の整備を進めるとともに、荘川さくら学園など教育環境の整備、ICT教育や郷土教育の推進、学びの多様化教室（にじ色）や校内教育支援センターの開設など、「こどもが豊かに学び、健やかに育つまちづくり」を進めてきました。

時代やニーズの変化などを踏まえた既存資源の再配置、新たな拠点整備、ソフト対策の充実などを進めつつ、誰もがライフステージに応じた「居場所」を持てるような環境整備と利用促進が求められています。

こども医療費の無償化や各種給付など子育てにかかる経済負担の軽減のほか、いじめや虐待防止などこどもの権利の擁護、個に応じた発達の支援、市民活動団体や地域との協働によるこども家庭のサポートなど、「みんなで子育て世代を支え合う、愛情につつまれたまちづくり」を進めてきました。

障がいや不登校、生活困窮、ヤングケアラーをはじめ支援が必要なこどもや妊産婦、子育て世帯に適切に対応するため、多様な主体による有機的な連携を図りつつ、誰一人取り残さないセーフティーネットの構築と切れ目のない支援が求められています。

(3) 国及び県の動向

国においては、令和 5 (2023) 年 4 月に「こども家庭庁」が創設されるとともに、「こども基本法」が施行となりました。「こども基本法」においては、こどもの権利を基軸に据え、全てのこどもが将来に渡って幸福に生活できる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することが定められました。

また、同年 1 2 月には、国における「こども政策」の推進に向けた基本的な方針などを定めた「こども大綱」、これまでとは次元の異なる少子化対策を具体化するための「こども未来戦略」が定められ、児童手当の拡充や高等教育の無償化、出産費用の保険適用など、「こどもまんなか社会」の実現に向け、国を挙げた取組みが進められつつあります。

また、岐阜県においても、「こども基本法」の規定に基づく都道府県こども計画として、令和 7 (2025) 年 3 月に「岐阜県こども計画」が策定され、計画に基づく各種の取組みが進められています。

3. 位置付け等

(1) 各種法令との関係

この計画は、「こども基本法」第10条第2項の規定に基づき、国の「こども大綱」及び「岐阜県こども計画」を勘案し、当市における「こども施策」の推進について定めるものです。

なお、「こども大綱」が従前の3つの「大綱」を吸収、一本化されて定められたことなども踏まえ、[表1]に示すとおり、「こども基本法」に加え、5つの法令に基づく計画としても位置付けることとします。

[表1] 各種法令との関係

根拠法令	目的等	計画策定
「こども基本法」に基づく推進計画	こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進するための包括的な基本法	努力義務
「次世代育成支援対策推進法」に基づく行動計画	少子化に対応し、こども達の健やかな育成を支援するための法	任意
「子ども・子育て支援法」に基づく事業計画	こどものための現金給付(児童手当)、教育・保育給付などの支援を行い、こどもが健やかに成長できる社会を実現するための法	義務
「子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に基づく対策計画	こどもの貧困を解消し、全てのこどもが健やかに育成され、教育の機会均等が保障されるための法	努力義務
「子ども・若者育成支援推進法」に基づく支援計画	こどもや若者の意見表明、社会参加を促進しつつ、社会総がかりでこどもや若者の育成支援の取組みを進めるための法	努力義務
「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に基づく自立促進計画	ひとり親世帯や寡婦の経済的、社会的な自立を支援し、扶養しているこども達の福祉を増進するための法	任意

※「こども大綱」は、次の3つの大綱を吸収、一本化して策定されました。

子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく

「子どもの貧困の解消に向けた対策に関する大綱」

子ども・若者育成支援推進法に基づく 「子ども・若者育成支援推進大綱」

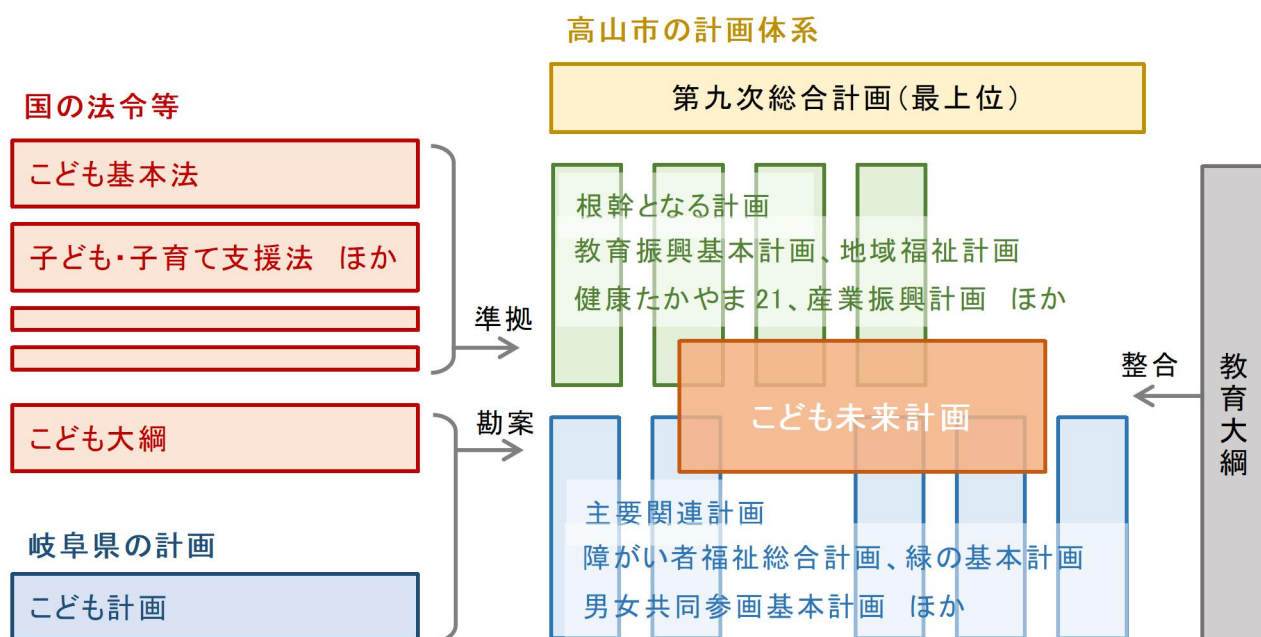
少子化社会対策基本法に基づく 「少子化社会対策大綱」

(2) 市の各種計画との関係

〔図4〕に示すとおり、国の法令等や県の計画を踏まえ、市の最上位計画である「第九次総合計画」に基づき、「こども施策」を分野横断により、総合的かつ計画的に進めるための計画とします。

また、「教育大綱」の基本方針、「教育振興基本計画」や「地域福祉計画」をはじめ各種計画との整合を図り、関係する所属や様々な主体との綿密な連携のもと取り組みを推進します。

〔図4〕 計画体系等のイメージ

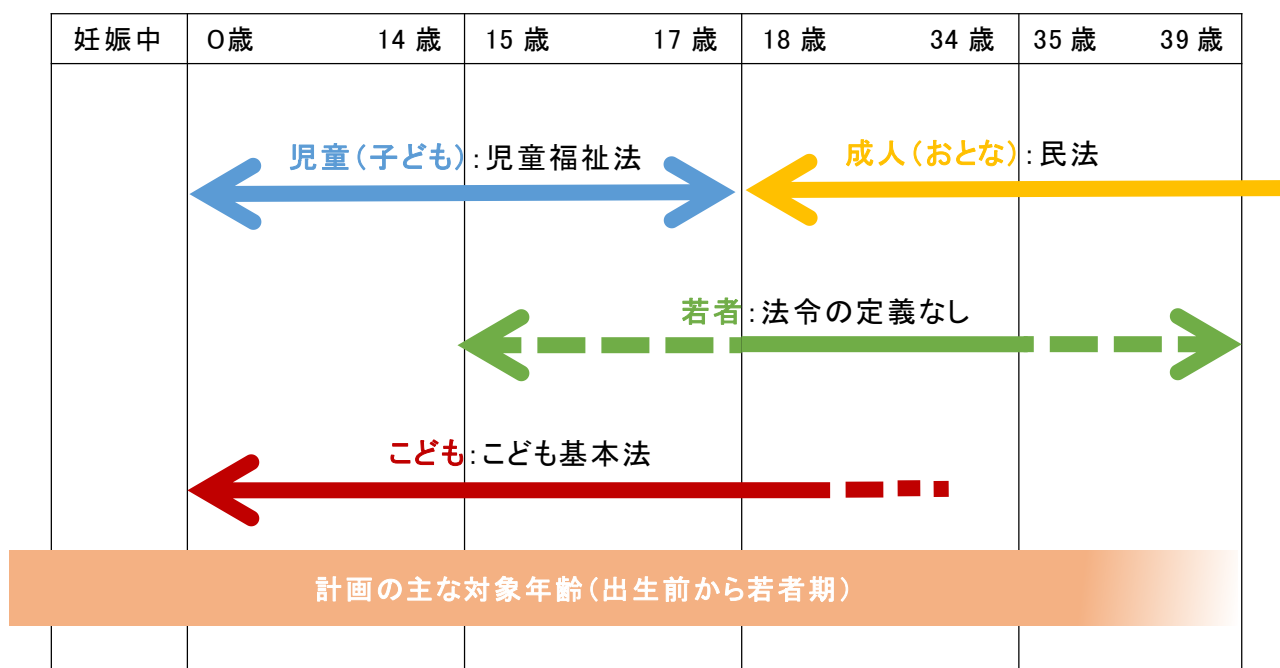


(3) 主な対象年齢

この計画の主な対象年齢は、こども（出生前を含む）と若者とし、イメージは〔図5〕の下部に帯で示す範囲とします。

また、こどもの妊娠を望むおとな、子育て中の保護者は当事者として、この計画における重要な主体であり、加えて、こどもの成長や家庭の暮らしを支える関係者、事業者などのほか、地域に暮らす全ての人々についても、果たすべき大切な役割を持っています。

〔図5〕 主な対象年齢のイメージ



※「児童福祉法」において、「児童(子ども)とは18歳に満たない者」と定義され、年齢により支援やサービスに切れ目が生じることが課題でした。令和5(2023)年4月に施行された「こども基本法」においては、「こどもとは心身の発達過程にある者」と定義され、個に応じた切れ目のない支援等が可能となりました。

この計画では、法令や固有名詞で「子ども」とされている場合を除き、「こども」と表記しています。

※「若者」については、法令に基づく明確な定義はありませんが、「こども大綱」などにおいて、思春期の15歳位から、青年期の35歳位まで、施策によってはポスト青年期の40歳位までを指す場合があると示されています。

※「こども」と「若者」は、重なりのある概念であるため、この計画では、「若者」のみを対象とした取り組みなどでは「若者」と表記しますが、単に「こども」と表記した対象には、一部の「若者」も含まれている場合があります。

(4) 対象範囲

この計画は、当市における「こども施策」を総合的かつ計画的に推進するために定めるものです。「こども施策」とは「こども基本法」において、「こどもや保護者の支援、家庭や社会的養育環境の整備、その他こどもに関する施策、一体的に講ずべき施策」といった主旨で定義されています。

「こども施策」を「第九次総合計画」に基づく政策分野に整理すると、概ね〔図6〕のとおりとなり、各分野を超えた広範な対象を範囲とすることが分かります。

〔図6〕 こども施策の対象範囲イメージ

政策分野	こどもの支援	保護者の支援	家庭や社会的 養育環境の整備	その他こどもに 関する施策	一体的に 講ずべき施策
福祉 医療 健康	保健(母子保健)				健康
	児童福祉 障がい児支援 児童虐待対策 ひとり親支援 社会的養護				医療
こども 教育 交流	こども・子育て 健全育成 子育て支援 保育・幼児教育 結婚支援			生涯学習 (家庭教育)	文化芸術
	学校教育				スポーツ (若者)
都市基盤	公園・住宅				
産業 労働		雇用・労働			移住定住
森林	森林政策 (木育)				
着実な計 画の推進	多文化共生				協働の まちづくり

従前の計画の推進に際しても幅広い分野で取組みを進めてきましたが、「こども基本法」に基づく本計画の推進に際しては、これまで以上に多面的な視点に立ち、多様な主体による意識の共有と連携を図ることが重要となります。

4. 計画期間

この計画の計画期間は、令和 7 (2025) 年度から令和 11 (2029) 年度までの 5 年間とします。

5. 基本姿勢（重視すべき視点）

今後も少子化、人口減少が続くと見込まれるなかで、多くの地域資源を有し、交流人口が多いといった当市の地域特性を活かし、将来に渡って持続可能な「まち」を考えるうえでは、担い手となる多様な「ひと」を育み、様々な尺度からの幸福度を向上させることが欠かせません。

おとなの視点や立場から一方的に進めるのではなく、次代を担うこどもや若者を地域社会を構成する一員として捉え、対話しつつ、一緒になって誰もが幸福を実感できる社会へと近付けていくことが重要です。

このため、次の 5 つの視点を基本姿勢として定め、多くの人々と共有しつつ計画を推進できるよう、浸透や定着を図ります。

基本姿勢（重視すべき 5 つの視点）

- | | |
|----------------------|---------|
| (1) こどもの権利が大切に守られること | 【権利の擁護】 |
| (2) こどもが意味ある参加をできること | 【意見の反映】 |
| (3) こどもの立場で考えてもらえること | 【最善の利益】 |
| (4) こどもの支援の輪が引継がれること | 【切れ目なく】 |
| (5) こどもが地域で温かく育まれること | 【まちぐるみ】 |

(1) こどもの権利が大切に守られること 【権利の擁護】

こどもは、おとなと同じ権利の主体であると同時に、心身の発達過程にあるため保護の対象でもあります。弱い立場のこどもや若者の権利が配慮され、しっかりと守られれば、誰にとっても温かく暮らしやすい社会に繋がります。

こどもと若者の権利を保障し、多様な人格と個性を尊重することを、全ての基本とします。

(2) こどもが意味ある参加をできること 【意見の反映】

こどもの意見が聴かれることにより、施策の実効性が高まったり、こどもの誇りや自信、参加する意欲にも繋がります。当事者の意見が聴かれ大切にされることにより、誰もが関心を持つ、活力ある社会に繋がります。

こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、対話しながら共に進める必要があります。

(3) こどもの立場で考えてもらえること 【最善の利益】

こどもは意志能力が十分でないからなどと、こどもに関わることで、おとなの価値観を押付けがちです。個に応じた今とこれからの最善が配慮されることにより、誰もが主体的に、自分らしく幸福に暮らせる社会に繋がります。

こどもや若者にとって、最も良いことであるかを常に考慮しつつ、自己決定や自己実現する姿を見守っていく必要があります。

(4) こどもの支援の輪が引継がれること 【切れ目なく】

こどもは年代に応じ、活動の場や関係者が変化したり、サービスの対象から外れたりする場合があります。社会的自立に至るまで、支援の輪が着実に引き継がれることにより、誰もが安心して暮らせる社会に繋がります。

こどもと若者のライフステージに応じて、活動の場や関係者が連携を密にして、切れ目なく支援していく必要があります。

(5) こどもが地域で温かく育まれること 【まちぐるみ】

子育ての第一義的責任は保護者にありますが、「孤独な子育て」を支えとった構図では現状は改善しません。こどもの誕生や成長をともに支え、喜びあえる地域づくりにより、誰もが将来に夢や希望を持てる社会に繋がります。

こどもや若者の豊かな育ちを、家庭のみならず地域が一緒になって、面的に支えるといった意識を共有し、実践していく必要があります。

6. 基本目標（目指す姿）

この計画の推進により目指す「まち」や「ひと」のあるべき姿を共有し、その姿を実現していくため、次のとおり基本目標（目指す姿）を定めます。

基本目標（目指す姿）

笑顔あふれるこどもを育み 未来につなぐ

こどもや若者に関する取組みを地域社会のまんなかに据え、まちぐるみとなって笑顔のこどもを育むことにより、家庭の幸福、やがては地域に暮らす全ての「ひと」の持続的な幸福へとつなげ、未来が明るく広がるような、「まち」を挙げた取組みを進めます。

well-being を中心としたイメージ図を挿入予定

※well-being とは、身体的のみでなく、精神的、社会的にも良好（well）で満たされている状態（being）、広い意味での幸福のことを差します。

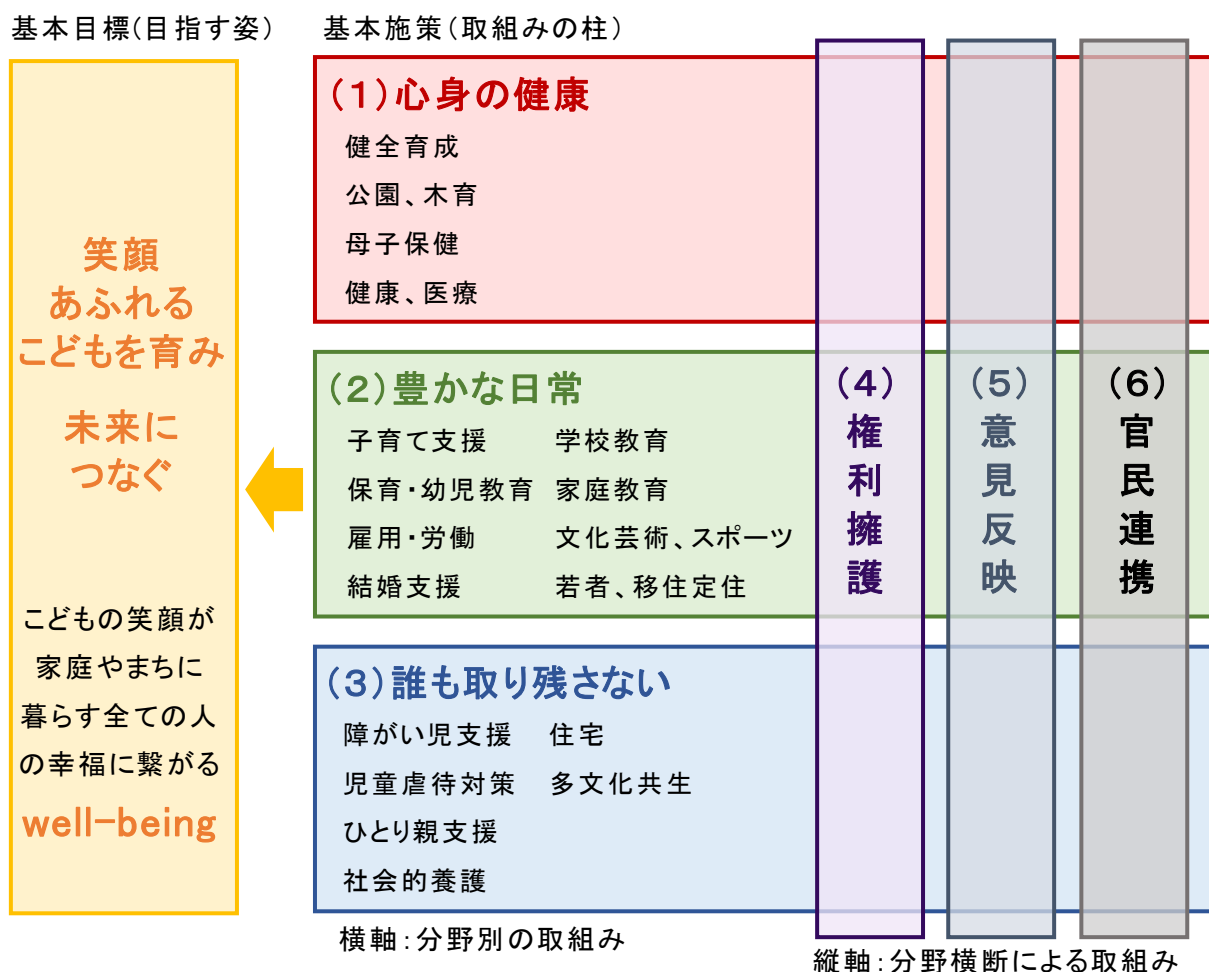
7. 基本施策（目指す姿の実現に向けた施策体系）

基本目標（目指す姿）の実現に向けた基本施策（取組みの柱）については、全体を対象とした取組みを（１）心身の健康と（２）豊かな日常として、個に応じた取組みを（３）誰も取り残さないとして、３つの「分野別の取組み」である横軸に配置します。

そのうえで、それらの分野を超えて共通して進めるべき内容として、（４）権利擁護と（５）意見反映、（６）官民連携の３つを、「分野横断による取組み」として全ての分野に及ぶよう縦軸にクロスさせます。

イメージを示すと、〔図７〕のとおりです。

〔図７〕 目指す姿の実現に向けた施策体系イメージ



（１）こども家庭の「心身の健康」の推進

- ①こどもの心と身体を健全に育む環境整備の推進
 - i 魅力的なこどもの遊び場の創出と活用の推進
 - ii こどものライフステージに応じた居場所づくりの推進
- ②こどもと家庭の健康維持を図る伴走支援の推進
- ③こどもが適切に受診できる医療体制確保の推進

（２）こども家庭への「豊かな日常」の提供

- ①安心して生み育てられるこども家庭支援の提供
 - i 各種給付や負担軽減など経済的支援の提供
 - ii ニーズに応じたきめ細かな託児・支援サービスの提供
- ②家庭の就労や育ちを支える保育サービスの提供
- ③学校や家庭、地域での豊かな学びや体験の提供
- ④若者が夢や誇りを持ち活動できる環境等の提供
 - i 若者の地元愛が育まれ活動が活性化する支援等の提供
 - ii 若者の結婚や移住の後押しとなる様々な環境等の提供

（３）「誰も取り残さない」こども家庭への支援

- ①困難を抱えるこども家庭への切れ目のない支援
 - i こどもへの虐待防止、悩みや不安の解消に向けた支援
 - ii こどもの発達に向けた個に応じた適切な支援
 - iii 経済的に困窮するこどもや家庭に対する支援
- ②ひとり親家庭の自立促進に向けた積極的な支援
- ③多様性を有するこども家庭への温もりある支援

○分野横断による取組み

（４）こどもの「権利擁護」の周知啓発

（５）こどもの「意見反映」と参画促進

（６）「官民連携」によるこども家庭の施策推進

8. 具体的な取組み

(1) こども家庭の「心身の健康」の推進

① こどもの心と身体を健全に育む環境整備の推進

i 魅力的なこどもの遊び場の創出と活用の推進

ア 現状と課題

- 市民プール・赤保木公園、ひだ木遊館（木っずテラス）、原山市民公園など整備や活用を進めつつありますが、「市内の遊び場は、他都市の施設などと比較して魅力が低い」といった市民意見が非常に多くあります。
- 児童センター、児童館などの室内施設の多くは、施設や遊具が老朽化したり、駐車場が遠いなどハード的な魅力が低くなっています。
- 天候や気温に関わらず、身体を使って遊ぶことのできる施設に限られ、充実を求める意見が多く聴かれます。

イ 具体的な取組み

- 屋内外の「こどもの遊び場」の魅力向上のための施設整備と活用促進により、楽しく、健やかにこどもが育つための環境の創出、地域への誇りと愛着の醸成を図ります。
- ◎ 拠点となる「つどいの広場」に複合遊具等を整備し、図書館分館など他の機能と連携した魅力の向上と利用促進を図ります。
- ◎ 高山駅西地区複合・多機能施設の整備などにより、屋内型のこどもの遊び場、あらゆる世代の交流、生涯学習活動、文化芸術活動の場を提供します。
- ◎ 資源リサイクルセンター埋立処分地の跡地活用として、緑豊かな公園整備を進めます。
- ◎ 主要な公園について、「長寿命化整備計画」を策定し、計画的な改修や整備を進めます。
- ひだ木遊館の運営支援や出前授業の実施など、幼少期からおとなまで世代に応じた木育・森林環境教育により、森林に対して責任ある行動をとることができる人づくりを進めます。

凡例

- ◎ 新たな取組み
- 拡充する取組み
- ・ その他

※複数の区分に該当する取組みもありますが、より関わりの大きい方へ記載し、再掲はしていません。

※過去から続く経常的な取組み、国県が主導する取組みはできるだけ掲載せず、新規拡充や新たな視点を取入れた主要な取組みを計上しています。

ii こどものライフステージに応じた居場所づくりの推進

ア現状と課題

- 全国的に不登校児童生徒が増加するなかで、当市も同様の傾向にあり、「であい塾」や「にじ色」、校内教育支援センターを開設しています。
- 民間の「こどもの居場所」が開設されていますが、事業の持続性に課題があるなど、継続が難しい状態にあります。
- 市内では、5か所程度の定期的な「こども食堂・こども宅食」が営まれているほか、長期休暇中にまちづくり協議会が「寺子屋」として食事や交流機会を提供するなど、居場所づくりの取組みが行われています。
- 放課後児童クラブでは、利用料やおやつ代など現金で収受しているほか、連絡用アプリによる一斉配信を除き、昔ながらのアナログにより運用しています。

イ具体的な取組み

- ◎こどもが安心して自分らしく過ごすことのできる「居場所」を持てるよう、官民連携による環境整備と利用促進により、誰一人取り残さない地域づくりを進めます。
- ◎主に不登校児童生徒を受け入れる「こどもの居場所」を開設する法人への支援を行い、学校をはじめ関係者が連携してこども家庭を丁寧にサポートします。
- 実施団体の負担軽減など、市内におけるこども食堂などの取組みの活性化に向けた見直しを進めます。
- ◎放課後児童クラブに専用アプリを導入し、効果的に運用することにより、保護者などの負担軽減やサービス向上、こどもの健全育成のための環境整備を進めます。

評価指標（K P I）

指標	現状値(R 6)	目標値(R 1 1)
児童センター、つどいの広場など屋内型遊び場の利用者数（単年度）	9 4, 9 6 9 人(R5)	1 0 万人
支援対象の「こどもの居場所」によりサポートを受けたこどもの人数（単年度）	—	4 0 人
「こどもが健やかに育つ環境が整っている」と感じている市民の割合	6 8. 9 %	↑
「身の回りに木や森に親しむ環境が整っている」と感じている市民の割合	6 3. 7 %	↑

②こどもと家庭の健康維持を図る伴走支援の推進

ア現状と課題

- 子育てに悩む妊産婦から、専門職や他の妊産婦と交流できる機会や場面の充実が求められています。
- 生涯にわたる健康づくりの基盤となる胎児期からの健全な育ちを支えるため、妊娠期から子育て期へと切れ目のない学びの場が必要です。
- 学校や社会生活に適応できないこども、若者が増加しています。
- 妊娠期の母親の心身の不調は、将来的な自身の健康状態や子育てにも影響があるため、早期のケアが求められています。
- 母子健康手帳と併用するアプリを利用していますが、情報システムの標準化に伴い、自治体の垣根を越えたデータ連携が容易になるなど、社会変化に適切に対応していく必要があります。
- 紙媒体で母子情報を管理するなど、アナログで非効率な業務となっています。

イ具体的な取組み

- 胎児期から成人期までの切れ目のない健診や支援により、生活習慣病や社会生活への不適応を予防し、心身の健康増進を図ります。
- ◎保育・幼児教育施設や小学校との緊密な連携、多職種（医師や心理師、療法士など）との協働により、安心して就学を迎えるための5歳児健診、事後指導を進めます。
- 保護者や支援者への発達段階に応じた適切な対応や方法を学ぶ場の提供により、こどもの健全な成長や発達支援を進めます。
- 安心して出産や子育てに臨めるよう、助産師など専門職による相談支援体制の強化、保護者同士の交流機会の充実を図ります。
- ◎安心、快適な利用につなげるため、公共施設への授乳室の整備を進めます。
 - ・生涯を通じた健康の基礎となるこどもや家庭の食育を推進します。
- 母子健康手帳の電子化により、こどもの成長記録の保存や各種サービスの利用、予防接種など必要な情報の入手が容易となる環境の整備を進めます。
- 市民サービス向上や効率的な情報管理のため、母子保健情報のデジタル化による効果的な運用に向けて検討します。
- ◎こどものワクチン接種に対する公費助成により、疾患の重度化や後遺症の予防を進めます。

評価指標（K P I）

指標	現状値(R 6)	目標値(R 11)
「こどもが健やかに育つ環境が整っている」と感じている市民の割合	68.9%	↑
「主体的な健康づくりや病気の予防に取り組む環境が整っている」と感じている市民の割合	51.9%	↑

③こどもが適切に受診できる医療体制確保の推進

ア現状と課題

- 高齢化する小児科医など開業医への不安、予約が取れない、待ち時間が長いなど医療へのアクセスの悪さに対する市民からの意見があり、課題となっています。
- 医療現場における看護師などの医療人材の確保が難しくなっています。

イ具体的な取組み

- 高度医療機関及び中核病院との連携などにより、地域医療体制を安定的に維持します。
- ・医療機関と連携した医療を目指す学生への支援などにより、医療人材の育成確保を図ります。
- ・国保診療所や移動診療車の運営などにより、地域医療体制の充実を図ります。
- 不足する診療科や将来を見据えた地域医療ニーズなどを踏まえ、確保すべき開業医の分析、開業医確保のために必要な支援方法などの検討を進めます。

評価指標（K P I）

指標	現状値(R 6)	目標値(R 1 1)
「安心して医療を受けられる環境が整っている」と感じている市民の割合	53.8%	↑

(2) こども家庭への「豊かな日常」の提供

① 安心して生み育てられるこども家庭支援の提供

i 各種給付や負担軽減など経済的支援の提供

ア 現状と課題

- 市が令和5(2023)年度に実施した「子育て家庭生活実態調査」では、子育てや教育に関する出費が多いことに悩みや不安を感じる保護者は多く、特に中高生の保護者では約半数を占めています。
- 県による経済支援、国による児童手当の大幅拡充など充実が図られてきている一方で、様々な経済負担の軽減を求める意見は多く、特に飛騨地域から大学に通学できないため、高等教育に要する費用などについて負担感が重く、希望する数のこどもをもうけることを躊躇するといった声があります。
- 所得やこどもの数などに関わらず支援して欲しい、支所地域から高校やクラブ活動に通う負担が重いため、支援して欲しいといった声も一定数あります。

イ 具体的な取組み

- 子育てにかかる経済負担の軽減のための各種の給付や助成の充実などにより、出産や子育ての希望をかなえ、こどもや家庭が温かく見守られ、支えられる地域づくりを進めます。
- 親子の愛着形成の促進などきめ細かな子育て支援の充実により、安心してこどもを生み育てやすい地域づくりを進めます。
- ◎居住地に関わらず、安全で安心な妊娠、出産のための適切な医療や保健サービスを受けられるよう、健診及び出産にかかる交通費などの支援を行います。
- ◎午睡用コットの導入など、就学前のこどもの園生活などに要する経済負担の軽減を進めます。
- 国による「学校給食費の無償化」の検討状況も踏まえつつ、学校給食費に係る保護者の負担軽減に取り組むとともに、学校給食の質の向上を図ります。
- 児童手当や類似の給付金の充実を踏まえ、より効果的な施策となるよう子育て支援金の見直しを検討します。
- ◎市の施設や各種サービスにおける「こども料金」のあり方について、バランスや影響などを踏まえて検討します。

ii ニーズに応じたきめ細かな託児・支援サービスの提供

ア現状と課題

- コロナ禍の収束を受け、共助の仕組みであるファミリーサポート事業の利用が定着し、徐々に増加している状況です。支所地域における会員確保策、近隣市村との連携など検討すべき課題があります。
- 医療法人への委託により病児保育サービスを提供しており、感染症の流行期など一部を除き、概ねニーズは充足されています。
- 複数の民間団体により、こどもの一時預かり、家事や育児の支援、こども子育てに関する勉強会やイベントなどの活動が展開されています。

イ具体的な取組み

- ファミリーサポート事業の定着と利用促進に向け、課題の改善と利用者増に繋がる見直しを検討します。
- ・ 官民の一層緊密な連携によるきめ細かなこども家庭支援サービスの提供、必要な人に届けられる情報発信を進めます。

評価指標（K P I）

指標	現状値(R 6)	目標値(R 1 1)
この地域で子育てしたいと思う親の割合（3つの健診の平均）	9 5 . 4 % (R5)	↑
「こどもが健やかに育つ環境が整っている」と感じている市民の割合	6 8 . 9 %	↑

②家庭の就労や育ちを支える保育サービスの提供

ア現状と課題

- 公立・私立保育園、私立幼稚園、無認可保育所など、多様な保育・幼児教育サービスが提供されています。
- コロナ禍からの経済回復に伴い、低年齢の頃から預けて働きたいといったニーズが増加する一方で、著しい少子化による保育サービスの供給量のあり方について、検討すべき時期にきています。
- 保育施設の一部は老朽化し、建て替えや大規模改修が必要な時期となっています。
- 保育士の配置基準の見直しや大幅な給付費（保育単価）の増額など保育士の処遇改善が進められる一方で、全国的な保育士不足により、地方都市での人材確保が一層難しくなると予想されます。
- 令和8（2026）年度から、就労などの要件を問わず利用できる「こども誰でも通園制度」が全国的に導入されます。

イ具体的な取組み

- 保育や幼児教育、その他多様な託児サービスの提供とともに、必要な人材の確保・育成により、保護者が就労と子育てを両立し、こどもが豊かに育まれる環境整備を図ります。
- ◎少子化（ニーズの縮小）を踏まえた、保育・幼児教育施設の受皿のあり方を検討します。
- ◎保育園遊戯室への空調整備など、安全安心で快適な保育環境の維持向上を図ります。
- ◎医療的ケア児の公立保育園での受入れ、私立保育園での受入れ体制整備を促進します。
- 外部機関による発達支援研修や巡回指導などにより、保育の質の向上を進めます。
- ◎保育士を目指す学生の実習に対する支援により、保育人材の確保を図ります。
- 官民連携による保育士の処遇改善や労働環境の向上に向けた取組みを進めつつ、特に人材確保が困難な地域における保育人材の確保策について検討します。
- ◎「こども誰でも通園制度」について、スムーズな開始、運用を進めます。

評価指標（K P I）

指標	現状値(R 6)	目標値(R 1 1)
「こどもが健やかに育つ環境が整っている」と感じている市民の割合	68.9%	↑

③学校や家庭、地域での豊かな学びや体験の提供

ア現状と課題

- 児童生徒への多様な学びに対するニーズへの対応、地域に対する愛着の醸成や未来に希望が持てる教育の提供が求められています。
- 「荘川さくら学園」をはじめ、小中学校と地域が一体となった教育環境の整備を進めています。
- 「不登校対応連絡会議」による情報共有、講演会による啓発など、官民連携による児童生徒の支援を進めています。
- 児童生徒数や学級数など、各学校の規模に差が生じたり、高山地域では小中学校の区域が一致していないなど、適正規模、適正配置の検討が必要となっています。
- 親子の豊かな学び、愛着を育む体験などの機会が求められています。
- 文化芸術に気軽に触れられる環境や多様な学びの機会の提供が求められています。
- 楽しみながら気軽にスポーツを体感できる機会の提供が求められています。
- 職業体験や企業見学会の開催、官民連携による「地域お仕事発見隊」などにより、こどもや保護者に対し、地元企業や地域の魅力を伝えています。

イ具体的な取組み

- ＩＣＴ機器を活用した高度な学習環境の提供などにより、学校における教育のデジタル化を図ります。
- プログラミング学習や外国語指導助手（ＡＬＴ）による外国語指導などの取り組みにより、デジタル化やグローバル化のすすむ社会を生き抜く力を身につける学びを提供します。
- 不登校児童生徒に対する多様な支援などにより、幅広い学びの環境を提供します。
- ◎医師や学校などで組織する「心のスクール検討委員会」を設置し、医療的見地を踏まえた対応など、児童生徒が安心して過ごせる学校づくりを推進します。
- 社会科副読本の更新や地元住民の協力により、身近でわかりやすく特色のある郷土学習を進めます。
- ・コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）による学校と地域が一体となった学校運営を進めます。
- 小中一貫教育の推進により、学習環境づくりに取り組みます。
- ◎義務教育学校における特色ある教育の推進、通学区域に関わらず就学できる「特認校制」の導入を進めます。
- 学校の適正規模・適正配置の検討を進めます。
- 学校の適正規模を考慮した整備により、学校施設の学習環境の保全と安全性や利便性の向上を図ります。

◎安全安心で魅力ある学校給食を提供するため、新高山センターの整備など学校給食センターの再編を進めます。

○親子の愛着形成を基礎とし、こどもが伸び伸びと成長でき、親子の幸福度の向上に繋がるような様々な体験や学習機会の充実を図ります。

- ・市民主体の文化芸術活動に対する支援や学習情報の提供などにより、喜びや生きがいを感じられる機会の充実を図ります。

- ・「こども夢創造事業（文化芸術、科学、スポーツ）」などを通じ、文化芸術や科学、スポーツを身近に体験できる機会を提供します。

◎こどもの心身の健やかな成長に配慮したスポーツ団体の認証や指導者育成など、こどもが多様なスポーツに安全安心に取り組むことのできる環境を提供します。

○「こども夢創造事業（しごと）」や官民連携による「地域お仕事発見隊」などの取組みを通じ、地域の仕事や企業の魅力を伝える機会を提供します。

評価指標（K P I）

指標	現状値(R 6)	目標値(R 11)
「生きがいや喜びを持って、自分らしく生活できる環境が整っている」と感じている市民の割合	49.1%	↑
学校・家庭・地域が連携した児童生徒の教育環境が整っている」と感じている市民の割合	61.4%	↑
「文化芸術や生涯学習などに触れ、学び、成果を活かせる環境が整っている」と感じている市民の割合	53.2%	↑
「スポーツをしたり、楽しんだりできる環境が整っている」と感じている市民の割合	48.3%	↑

④若者が夢や誇りを持ち活動できる環境等の提供

i 若者の地元愛が育まれ活動が活性化する支援等の提供

ア現状と課題

- 活動資金の支援や若者拠点（村半など）の提供などにより、若者活動の充実が図られています。
- 若年層の減少が見込まれるなか、今後の取組みの推進が重要となります。
- 民間事業者などとの連携により、Uターンやインターンシップの促進、地元企業と学生のマッチングなどにより、地域への愛着の醸成や地元就労を進めています。

イ具体的な取組み

- ・地域や事業者と連携した取り組みなどにより、若者の交流や主体的な活動を支援します。
- ◎高校生が主体となって取組むイベントなどの活動を支援します。
- ・多様な人材の確保・育成により、働きがいのある労働環境の整備を促進します。
- ・地域の魅力を市内外に発信するなど、地元企業との連携により、地元就職と地域への定着の促進を図ります。
- ・地域との連携により、子ども会活動や青少年の健全育成活動を支援します。

ii 若者の結婚や定住の後押しとなる様々な環境等の提供

ア現状と課題

- 少子化等に関するアンケート調査によると、出生率の低い理由は「不安定な経済動向であることなど、将来に不安を感じる社会であるから」、「働きながら子育てしやすい制度などが整っていないから」が上位となっており、将来に何らかの不安を感じています。
- 若い世代の出合いの機会の減少、将来に希望を持ってないことによる未婚化、晩婚化が進むなど、少子化に拍車がかかっています。
- 若者が集まり、住み続けられる環境の整備が必要となっています。
- 郷土に対する誇りと愛着の醸成、先人たちの築き上げた有形無形の財産の効果的な発信が求められています。
- 男性は仕事、女性は家事育児といった性別に基づく固定的な役割分担意識が根強く、旧態依然とした雇用慣行や社会システムが残るなど、若い世代が結婚したり、夫婦ともに子育てできる環境が十分ではありません。

イ具体的な取組み

- ・商品・サービスの高付加価値化やマーケティングの強化、特産品の販路拡大などの促進により、域外市場産業の成長を図ります。
- ・D Xの推進や最新技術の活用促進、起業・創業しやすい環境づくりなどにより、市内産業のイノベーションを誘発するとともに生産性の向上を図ります。
- ・飛騨地域3市1村の連携による結婚相談所の運営や結婚のきっかけとなる出会いの機会創出、新生活への支援などにより、結婚を後押しできる社会づくりを進めます。
- ・移住する人や移住した人の想いに寄り添った暮らしへの支援により、暮らしたい、戻ってきたいと思えるまちづくりを進めます。
- ・市内で充実して暮らす若者等の姿、まちや職場の魅力などの情報の発信強化により、地域の成長と発展に寄与するU I J ターン者の確保を図ります。
- ・民間事業者と連携した移住者と地域住民との交流イベントなどにより、互いに理解し合い、協力して豊かな地域社会を築いていく環境づくりを促進します。
- ・飛騨高山の有する様々な魅力や価値の再認識と磨き上げにより、生まれ育った地域への愛着と郷土への誇りの醸成を図ります。
- ・男性の育児休業の取得促進、性別による固定的な役割分担意識の解消に向けた様々な機会や媒体を捉えた啓発を進めます。

評価指標（K P I）

指標	現状値(R 6)	目標値(R 1 1)
「若者が活躍できる環境が整っている」と感じている市民の割合	27.0%	↑
「地域産業が受け継がれるための人材確保・後継者育成が進んでいる」と感じている市民の割合	19.7%	↑
「若者や女性、高齢者、障がい者、外国人など、働く人が望む就労の場が確保されている」と感じている市民の割合	31.0%	↑
「移住を希望される方を受け入れる環境が整っている」と感じている市民の割合	36.3%	↑

(3)「誰も取り残さない」こども家庭への支援

①困難を抱えるこども家庭への切れ目のない支援

i こどもへの虐待防止、悩みや不安の解消に向けた支援

ア現状と課題

- 「こどもを守る地域ネットワーク」を組織し、行政や学校、関係機関が連携して要保護児童、家庭などの支援や対応を進めています。
- 様々な事情で親と離れて暮らすこども、母子の保護など個に応じた丁寧な支援を行っています。
- ヤングケアラーが社会課題となっていますが、表面化しにくいいため、こどもや子育て世帯を地域全体で見守っていく必要があります。

イ具体的な取組み

- ◎こども家庭相談システムの導入などにより、こどものライフステージに応じた切れ目のない支援の充実を図ります。
- ・こども家庭センターを中心に、様々な関係機関が有機的に連携した丁寧なこども家庭支援に取り組むとともに、虐待防止の啓発や相談先の周知を進めます。

ii こどもの発達に向けた個に応じた適切な支援

ア現状と課題

- 支援が必要なこどもが増加傾向にあるなか、個に応じた適切な支援を切れ目なく受けられるよう学校や保育・幼児教育施設、福祉サービス事業所、相談支援事業所、医療機関などと連携した取組みを進めています。
- 市外の障がい児通園施設や医療施設を利用するこどもの保護者の交通費などの経済負担が大きく、支援の拡充を求める声があります。

イ具体的な取組み

- ・学校や地域、関係団体等のサポートネットワークの整備などにより、こどもやその家族が安心して暮らせる地域づくりを進めます。
- ・進学、進級時のサポートブックの活用を促進し、こどものライフステージに応じた引継ぎ体制の充実を図ります。
- 障がい児や医療的ケア児に対する通園等助成制度について、課題を整理したうえで保護者の経済負担に配慮した見直しを検討します。

iii 経済的に困窮する子どもや家庭に対する支援

ア現状と課題

- 高校中退後、学校や相談支援機関などとの繋がりが途絶えてしまい、社会との接点も途切れてしまうような若者が増加しています。
- こどもの貧困の連鎖を防止するため、困窮世帯への妊娠から出産、そのこどもがおとなになるまでの継続した支援が求められています。
- 貧困を原因として、希望する進学や就職をあきらめなければならない状況があります。
- 就職後の奨学金返済の負担が重く、結婚したりこどもを持てるような経済的余裕がない若者世代があります。
- 安心して生活ができる住宅環境が求められています。

イ具体的な取組み

- 県や高等学校、様々な関係機関と連携した個に寄り添った支援により、高校中退者などの社会的自立に向けたサポートの充実を図ります。
- これまでの地域コミュニティや民間団体が果たしてきた役割や自主性を踏まえ、困窮家庭に対する様々な支援について検討します。
 - ・ 孤独・孤立や生活困窮などへの支援体制の強化により、暮らしの中で直面する様々な課題に対し、寄り添いながら包括的で効果的な支援を進めます。
- ◎ 多くの機関が連携しながら相談や支援につなげる重層的支援体制の構築により、複雑化した生活課題への対応や市民生活の不安解消を図ります。
 - ・ 危険な空き家の除去や活用可能な空き家の利用促進により、市民の安全な生活環境の保全を図ります。
- 市営住宅の適正な配置により、住宅に困窮する市民へ安定的な住環境の提供を行います。

評価指標（K P I）

指標	現状値(R 6)	目標値(R 1 1)
こども家庭相談員による新規相談件数 (単年度)	9 4 6 件(R5)	1, 0 0 0 件
こども家庭センターにおけるサポートプラン の作成件数(単年度)	1 7 件	4 0 件
「地域で支え合い、安心して暮らせる環境が 整っている」と感じている市民の割合	5 3. 8 %	↑
「障がい者が必要な支援を受け、自立して暮 らせる環境が整っている」と感じている市民 の割合	4 4. 8 %	↑

②ひとり親家庭の自立促進に向けた積極的な支援

ア現状と課題

- ひとり親家庭の半数近くが、相対的貧困（中央値の半分以下）に該当するとの全国的な調査結果があり、ひとり親による子育てには、様々な面での困難さが伴います。
- 離婚時に養育費や面会交流の取り決めがなされないことが多く、ひとり親家庭の生活不安、こどもの権利の侵害などに繋がっています。

イ具体的な取組み

- 高校進学などの節目に合わせたひとり親家庭に対する支援など、こどもが安心して学べる環境の整備を検討します。
- ひとり親の経済的自立を促す資格取得の支援、家事育児のサポートなどの充実を進めます。
- 離婚後も親としての責任を果たし、こどもが健やかに育まれるようにするため、離婚時の養育費などの取り決めを促進するための支援を検討します。

評価指標（K P I）

指標	現状値(R 6)	目標値(R 1 1)
母子・父子自立支援員による新規相談件数 (単年度)	7 2 件(R5)	8 0 件
母子家庭等支援事業補助金を利用した資格取得者などの人数(累計)	3 人	1 0 人

③多様性を有するこども家庭への温もりある支援

ア現状と課題

- 国では、少子高齢化や人材不足を背景に、外国人労働者や外国人留学生受入れのための制度の整備を進めています。
- 市内においても人手不足が顕在化するなかで、外国人材の雇用に積極的な事業者が増加しており、外国人の親子や外国ルーツのこどもなどが増加傾向にあります。
- 北海道東川町との連携による市内事業者とのマッチング、外国人在受入れのための経費に対する支援を進めています。

イ具体的な取組み

- ◎在住外国人への暮らしに必要な様々なサポートや外国人材受入事業者への支援などにより、異なる文化を持つ人々が互いに安心して暮らせる環境づくりに取り組みます。
- ・外国語講座や異文化交流イベントなどの開催により、多様な文化や異なった価値観を尊重する市民意識の醸成を図るとともに、相互理解を深めます。

評価指標（K P I）

指標	現状値(R 6)	目標値(R 1 1)
「年齢や性別、障がいの有無、国籍などに関わらず、多様な生き方・暮らし方への理解が深まっている」と感じている市民の割合	39.2%	↑

(4) こどもの「権利擁護」の周知啓発

ア現状と課題

- 全国的にいじめの認知件数や児童虐待の相談対応件数が増加しており、こどもの権利が守られない実態があります。
- 「こどもの権利条約」、「こども基本法」などについて、十分知られていない状況です。

イ具体的な取組み

- ◎本計画の「概要版」や「こども版」を作成し、学校での出前講座などによる普及啓発を図ります。
- こどもの権利について、市民全体への周知や理解促進を進めます。
- 市議会政策提言や市民意見などを踏まえた「こどもの権利条例（仮称）」の検討を進めます。

評価指標（K P I）

指標	現状値(R 6)	目標値(R 1 1)
こどもの権利をテーマにした官民による講演会や意見交換会などの開催回数（累計）	1 0 回	1 0 0 回

(5) こどもの「意見反映」と参画促進

ア現状と課題

- 「こども基本法」に基づき、こどもに関わることは当事者であるこどもの意見を聴き、反映することが義務化されました。
- 学校や遊び場での直接対話、アンケートなどこどもや若者の意見聴取や反映を進めていますが、機会や対象者が限られている状況です。

イ具体的な取組み

- ◎こどもがまちづくりに参画する仕組みを整えるなど、こどもの意見が反映される社会をつくることにより、将来の社会の担い手の育成を進めます。
- オンライン意見箱の設置、結果のフィードバックなど様々なチャンネルを通じたこどもの意見聴取や参画機会の創出を図ります。
- ・「誰でも、気軽に、簡単に」意見ができる環境の充実を図ることにより、市民の声を政策に反映します。

評価指標（K P I）

指標	現状値(R 6)	目標値(R 1 1)
オンライン意見箱などに提出されたこども、若者の意見の数（累計）	—	10,000件
「必要な情報が入手できるとともに、市政へ意見を言える環境が整っている」と感じている市民の割合	42.4%	↑

（6）「官民連携」によるこども家庭の施策推進

ア現状と課題

- 子育ては点でなく、面で支える必要があり、地域の様々な人が相互に連携し、協働してこども家庭をサポートできるような仕組みづくりや取組みの実施、そのための情報共有が重要となります。
- 市内では、様々な分野や視点で活動する団体や事業者があり、それらの活動がしやすく、より効果を上げたり、活性化することが求められます。

イ具体的な取組み

- 誰もが必要な情報を容易に得られ、相談や仲間づくりができるよう、きめ細かに情報発信や交流を進めることにより、まちづくりへの理解や関心の醸成、参加の促進を図ります。
- 戦略的な情報発信により、伝わる広報の実現を図ります。
- 市民、町内会、市民活動団体、学校、事業者など、地域づくりの様々な担い手の協働を促進することにより、地域課題に取り組む環境整備を進めます。

評価指標（K P I）

指標	現状値(R 6)	目標値(R 1 1)
「多様な主体（市民、町内会、地域内団体、学校、事業者、行政等）が協働してまちづくりに取り組んでいる」と感じている市民の割合	52.9%	↑
「必要な情報が入手できるとともに、市政へ意見を言える環境が整っている」と感じている市民の割合	42.4%	↑

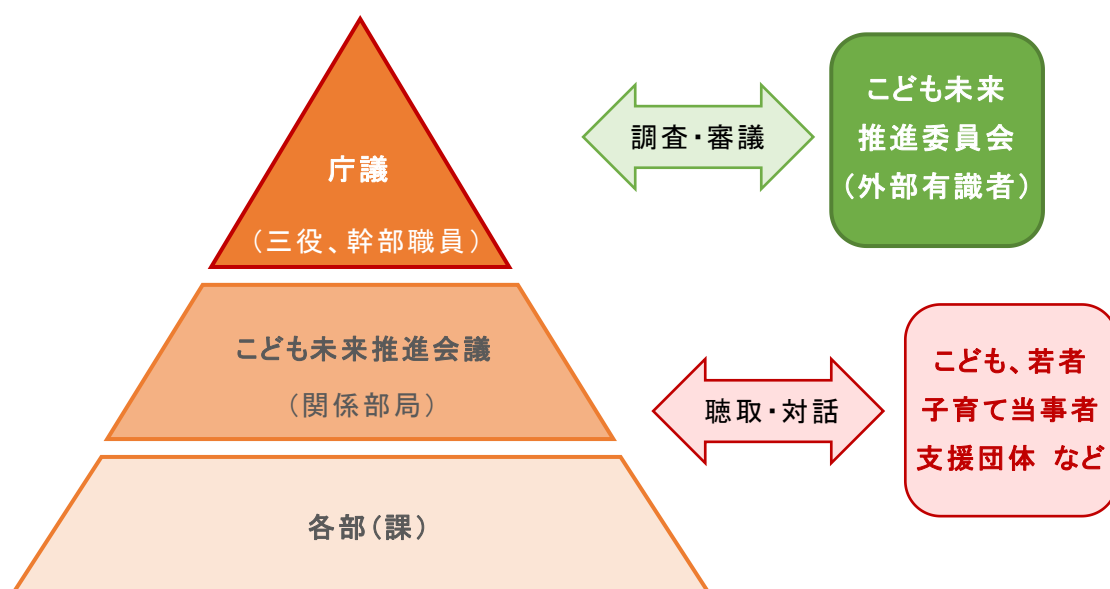
9. 推進体制

市を挙げた取組みを進めるため、計画策定や見直し、重要施策の追加や改廃については、市長及び副市長、教育長、幹部職員で構成する「庁議」において協議のうえ決定します。

庁内の関係部局による「こども未来推進会議」を組織し、情報や意識の共有を図るとともに、計画に基づく取組みの進捗確認や見直し内容を協議するなど、緊密な連携に基づき、取組みを推進します。

外部有識者などによる「こども未来推進委員会」を組織し、計画策定や見直し、取組みについて調査審議するほか、こどもや若者、子育て当事者などから様々な方法による意見収集や対話を行い、意見を取組みなどに反映します。〔図8〕

〔図8〕 推進体制のイメージ



10. 計画の進行管理、見直し

毎年度、「こども未来推進会議」及び「こども未来推進委員会」において、評価指標（K P I）を含めた取組みの進捗状況を確認し、取組みの見直しなどに反映するとともに、その結果を公表します。

国や県の動向、社会情勢の変化などに応じ、計画期間の満了以前にあっても必要に応じた計画内容の見直しを行います。

Ⅰ.策定経過（主なもの）

年月日	市議会、推進委員会等	その他
令和5年7月5日 ～8月2日		計画策定に向けた市民懇談会
令和5年10月1日 ～11月31日		計画策定に向けたアンケート調査 （こども、保護者、妊婦等）
令和5年11月9日		第1回市民ワークショップ
令和5年12月11日	令和5年度第1回子どもに やさしいまちづくり推進会議	
令和5年12月19日		第2回市民ワークショップ
令和6年1月24日		第3回市民ワークショップ
令和6年2月6日		当事者ヒア（昭和児童センター）
令和6年2月13日		当事者ヒア（こくふ児童館）
令和6年2月21日		第4回市民ワークショップ
令和6年3月7日	令和5年度第1回子どもに やさしいまちづくり推進委員会	
令和6年4月24日		第5回市民ワークショップ
令和6年5月21日		行政視察（飛騨市）
令和6年5月27日		第6回市民ワークショップ
令和6年6月26日		第7回市民ワークショップ
令和6年7月25日		当事者ヒア（久々野つどいの広場）
令和6年7月25日		第8回市民ワークショップ
令和6年7月26日	令和6年度第1回子どもに やさしいまちづくり推進会議	
令和6年8月29日	令和6年度第1回子どもに やさしいまちづくり推進委員会	
令和6年9月13日	総合教育会議	
令和6年10月8日		こどもとの対話（栃尾小1回目）
令和6年11月5日		こどもとの対話（北小1回目）
令和6年11月19日	市議会 福祉文教委員会	
令和6年11月19日	教育委員会	
令和6年12月2日	令和6年度第2回子どもに やさしいまちづくり推進委員会	
令和6年12月10日 ～令和7年1月20日		パブリックコメント （市民意見の募集）
令和7年3月3日	令和6年度第3回子どもに やさしいまちづくり推進委員会	
令和7年3月5日		こどもとの対話（北小2回目）
令和7年3月7日		こどもとの対話（栃尾小2回目）

資料編

2.用語解説

追加予定

資料編 3.参考資料

1.人口、構成比の推移

高山市

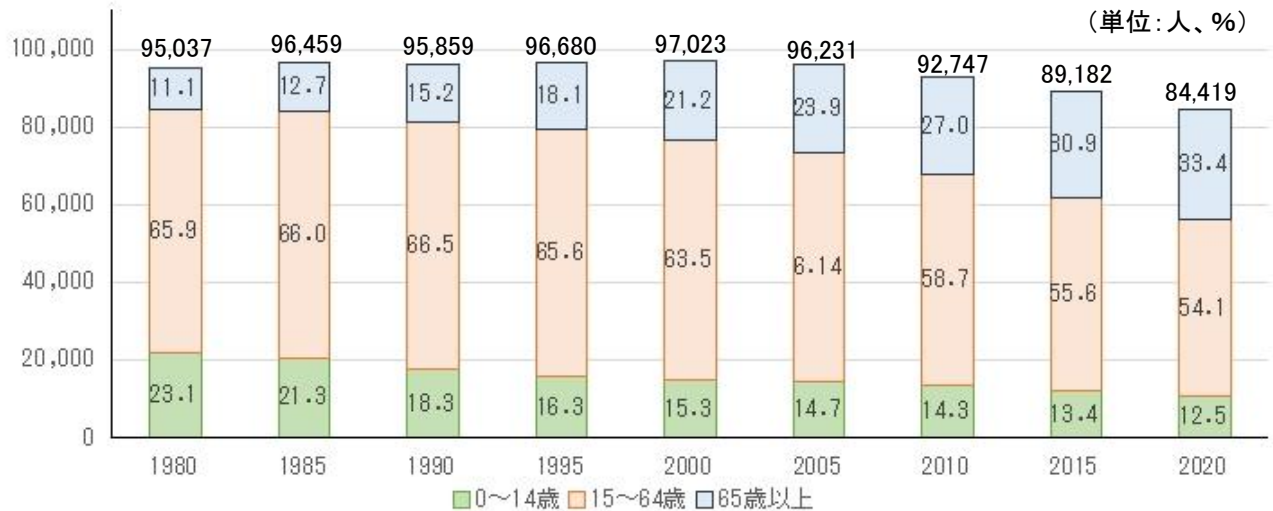
(単位:人)

年度 区分	1980 (S55)	1985 (S60)	1990 (H2)	1995 (H7)	2000 (H12)	2005 (H17)	2010 (H22)	2015 (H27)	2020 (R2)
65歳以上	10,529	12,283	14,550	17,488	20,554	22,984	25,056	27,585	28,162
15～64歳	62,590	63,636	63,783	63,388	61,643	59,056	54,408	49,610	45,703
0～14歳	21,918	20,540	17,526	15,804	14,826	14,190	13,283	11,987	10,554
総人口	95,037	96,459	95,859	96,680	97,023	96,231	92,747	89,182	84,419

出典:総務省 国勢調査(年齢不詳は各年代の構成比により案分)

<総人口と構成比>

(単位:人、%)



全国

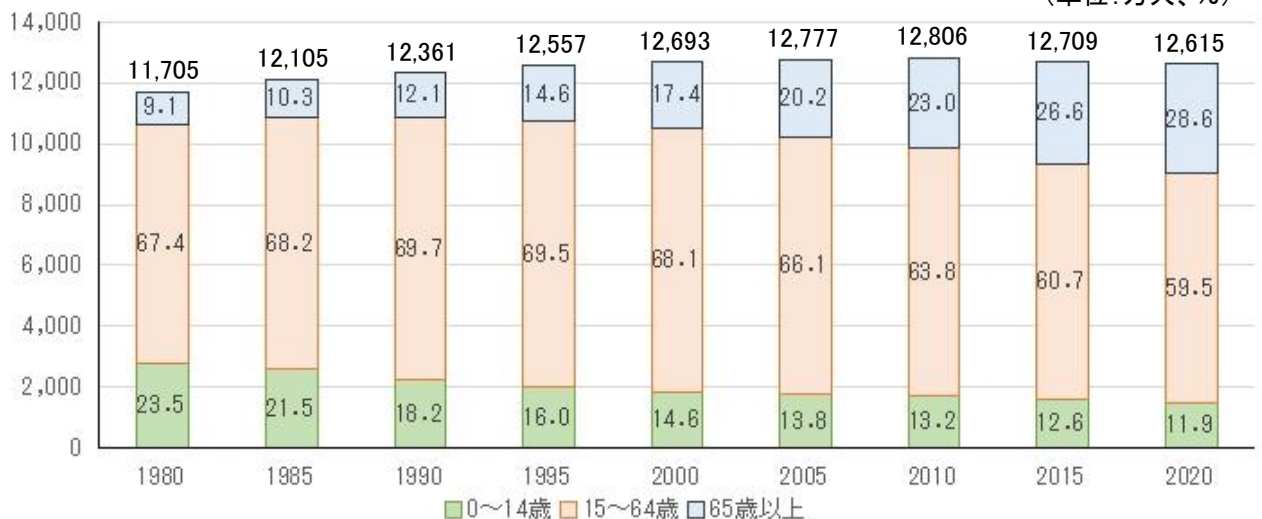
(単位:万人)

年度 区分	1980 (S55)	1985 (S60)	1990 (H2)	1995 (H7)	2000 (H12)	2005 (H17)	2010 (H22)	2015 (H27)	2020 (R2)
65歳以上	1,066	1,247	1,493	1,828	2,205	2,577	2,947	3,385	3,603
15～64歳	7,887	8,254	8,613	8,726	8,638	8,442	8,166	7,716	7,509
0～14歳	2,752	2,604	2,255	2,003	1,850	1,758	1,693	1,607	1,503
総人口	11,705	12,105	12,361	12,557	12,693	12,777	12,806	12,709	12,615

出典:総務省 国勢調査(年齢不詳は各年代の構成比により案分)

<総人口と構成比>

(単位:万人、%)



資料編 3.参考資料

2.出生者数、合計特殊出生率の推移

高山市

(単位:人)

年度 項目	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (H31)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)
合計特殊出生率	1.67	1.62	1.65	1.60	1.75	1.74	1.71	1.67	1.58	1.60	未公表
出生者数	731	685	699	631	710	620	610	566	538	501	466

出典:市 住民基本台帳、県 保健衛生年報

<出生者数と合計特殊出生率>



全国

(単位:千人)

年度 項目	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (H31)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)
合計特殊出生率	1.43	1.42	1.45	1.44	1.43	1.42	1.36	1.33	1.30	1.26	1.20
出生者数	1,030	1,004	1,006	977	946	918	865	841	812	771	727

出典:厚生労働省 人口動態調査

<出生者数と合計特殊出生率>



3.世帯数等の推移

高山市

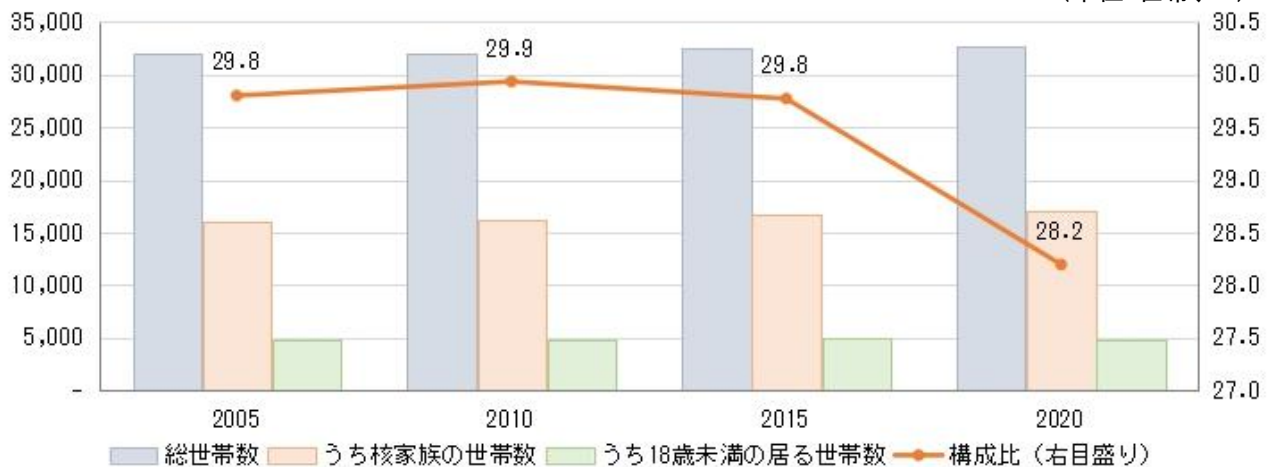
(単位:世帯、%)

区分	年度	2005 (H17)	2010 (H22)	2015 (H27)	2020 (R2)
総世帯数		32,063	32,022	32,570	32,634
うち核家族の世帯数		15,931	16,099	16,738	17,067
構成比		49.7	50.3	51.4	52.3
うち18歳未満の居る世帯数		4,748	4,819	4,983	4,812
構成比		29.8	29.9	29.8	28.2

出典:総務省 国勢調査

<世帯数と18歳未満の居る構成比>

(単位:世帯、%)



全国

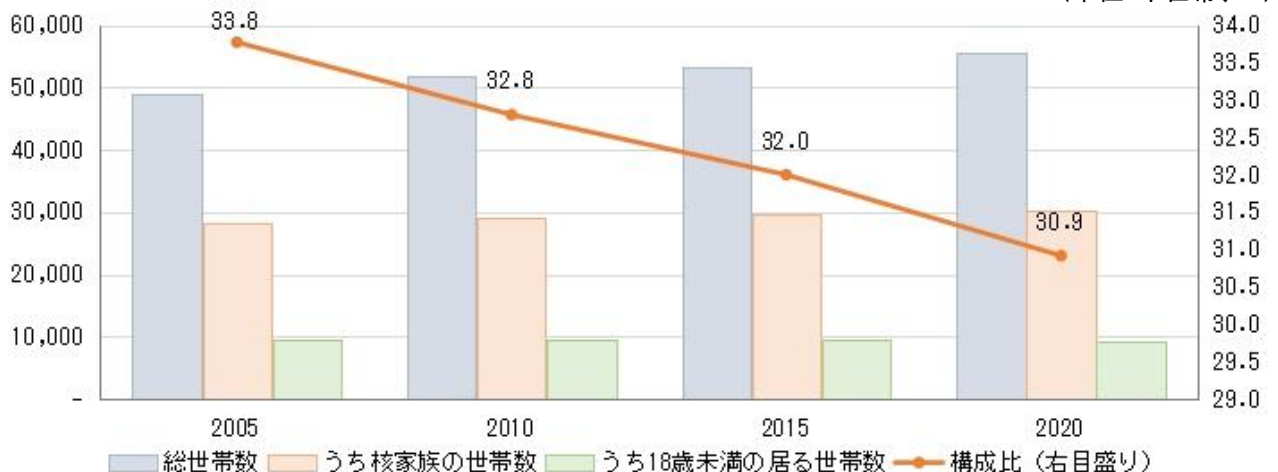
(単位:千世帯、%)

区分	年度	2005 (H17)	2010 (H22)	2015 (H27)	2020 (R2)
総世帯数		49,063	51,842	53,332	55,705
うち核家族の世帯数		28,327	29,207	29,754	30,111
構成比					
うち18歳未満の居る世帯数		9,567	9,581	9,521	9,309
構成比		33.8	32.8	32.0	30.9

出典:総務省 国勢調査

<世帯数と18歳未満の居る構成比>

(単位:千世帯、%)



資料編 3.参考資料

4.相談対応件数の推移

高山市

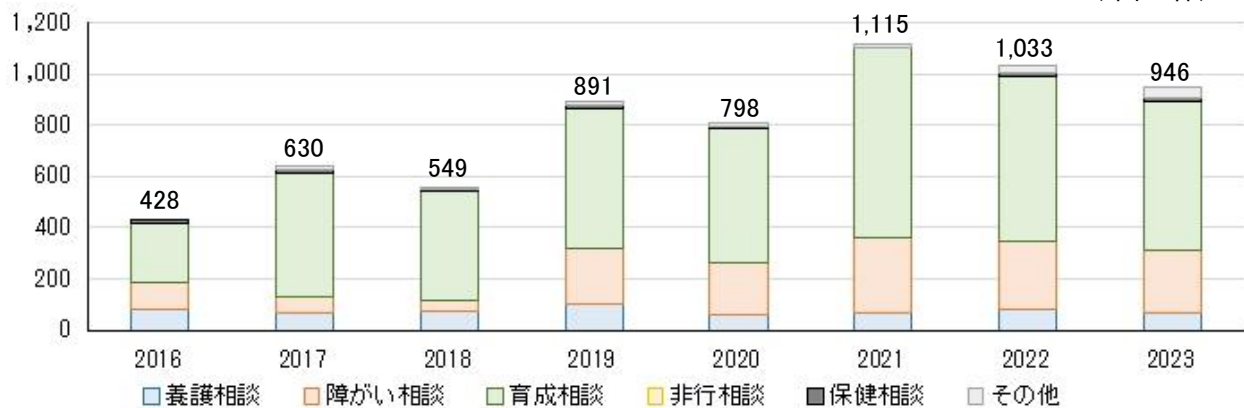
(単位:件)

年度	2016(H28)	2017(H29)	2018(H30)	2019(H31)	2020(R2)	2021(R3)	2022(R4)	2023(R5)
養護相談	82	68	73	103	61	65	79	66
障がい相談	103	60	41	219	203	295	271	245
育成相談	235	488	426	542	523	740	643	583
非行相談	0	0	0	0	0	0	0	0
保健相談	8	11	8	17	5	4	14	13
その他	0	3	1	10	6	11	26	39
合計	428	630	549	891	798	1,115	1,033	946

出典:市 こども家庭センター

<相談区分別対応件数>

(単位:件)



全国

(単位:件)

年度	2016(H28)	2017(H29)	2018(H30)	2019(H31)	2020(R2)	2021(R3)	2022(R4)
養護相談	184,314	195,786	228,719	267,955	280,985	283,001	292,119
障がい相談	185,186	185,032	188,702	189,714	162,351	203,619	186,299
育成相談	45,830	43,446	43,594	42,441	38,908	41,534	40,161
非行相談	14,398	14,110	13,333	12,410	10,615	10,690	11,966
保健相談	1,807	1,842	1,644	1,435	1,269	1,441	1,254
その他	25,937	26,664	28,864	30,743	33,144	31,676	34,214
合計	457,472	466,880	504,856	544,698	527,272	571,961	566,013

出典:厚生労働省 福祉行政報告例

<児童相談所の相談区分別対応件数>

(単位:件)



5.いじめ認知件数の推移

高山市

(単位:件)

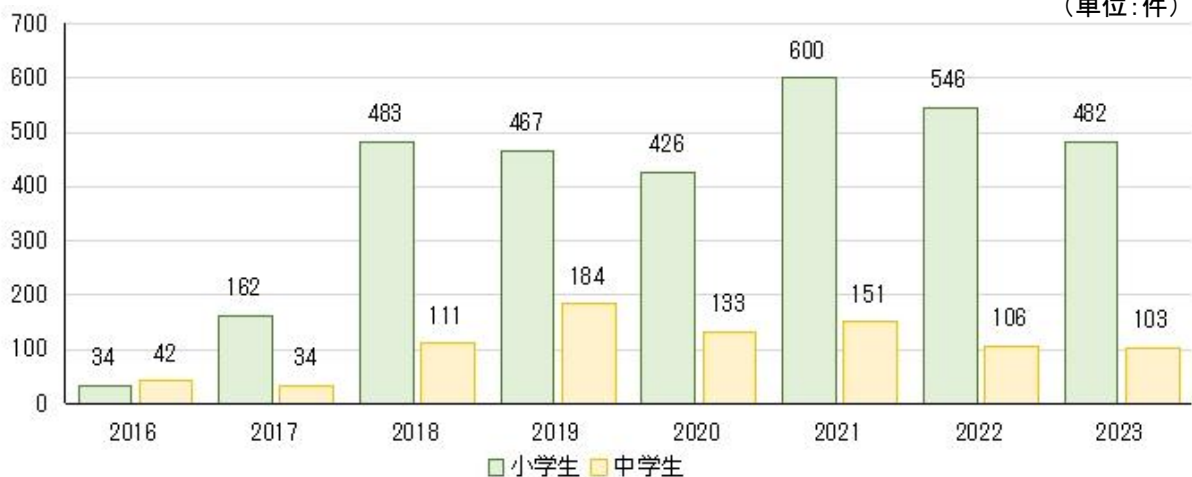
年度 区分	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (H31)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)
小学校	34	162	483	467	426	600	546	482
中学校	42	34	111	184	133	151	106	103
合計	76	196	594	651	559	751	652	585

出典:市 学校教育課

※「いじめ防止対策の推進に関する調査結果に基づく勧告(H30.3 総務省)」に基づき、いじめの正確な認知について全国の学校に周知徹底されたため、2018(H30)年度から件数が増加

<いじめの認知件数>

(単位:件)



全国

(単位:件)

年度 区分	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (H31)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)
小学校	237,256	317,121	425,844	484,545	420,897	500,562	551,944	588,930
中学校	71,309	80,424	97,704	106,524	80,877	97,937	111,404	122,703
合計	308565	397545	523548	591069	501774	598499	663348	711633

出典:文部科学省 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査

<いじめの認知件数>

(単位:件)



6.不登校児童生徒数の推移

高山市

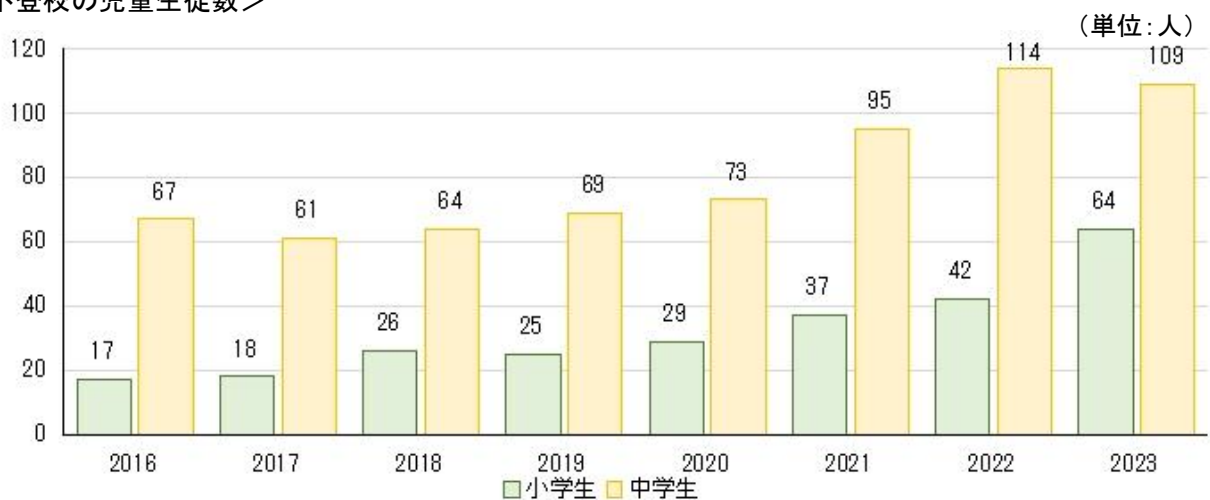
(単位:人)

年度 区分	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (H31)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)
小学生	17	18	26	25	29	37	42	64
中学生	67	61	64	69	73	95	114	109
合計	84	79	90	94	102	132	156	173

出典:市 学校教育課

※何らかの心理的、情緒的、身体的、社会的要因・背景により、年間 30 日以上欠席した児童生徒(病気や経済的な理由によるものを除く)

<不登校の児童生徒数>



全国

(単位:人)

年度 区分	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (H31)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)
小学生	30,448	35,032	44,841	53,350	63,350	81,498	105,112	130,370
中学生	103,235	108,999	119,687	127,922	132,777	163,442	193,936	216,112
合計	133,683	144,031	164,528	181,272	196,127	244,940	299,048	346,482

出典:文部科学省 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査

<不登校の児童生徒数>

(単位:人)



資料編 3.参考資料

7.特別支援学級の在籍者数の推移

高山市

(単位:人)

年度 区分	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (H31)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)
小学校	158	176	185	203	232	208	207	194
中学校	74	70	79	81	77	100	102	108
合計	232	246	264	284	309	308	309	302
割合	3.1	3.4	3.7	4.0	4.5	4.6	4.7	4.7

出典:文部科学省 学校基本調査

<特別支援学級の在籍者数、構成比>

(単位:人、%)



全国

(単位:人)

年度 区分	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (H31)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)
小学校	152,580	167,269	183,691	199,564	216,738	232,105	250,335	263,081
中学校	65,259	68,218	71,829	77,112	83,802	91,885	99,812	105,766
義務教育学校	288	636	1,151	1,464	1,933	2,467	3,291	3,948
合計	218,127	236,123	256,671	278,140	302,473	326,457	353,438	372,795
割合	2.2	2.4	2.6	2.9	3.2	3.4	3.8	4.0

出典:文部科学省 学校基本調査

<特別支援学級の在籍者数、構成比>

(単位:人、%)



資料編 3.参考資料

8.障がい児サービス利用者数の推移

高山市

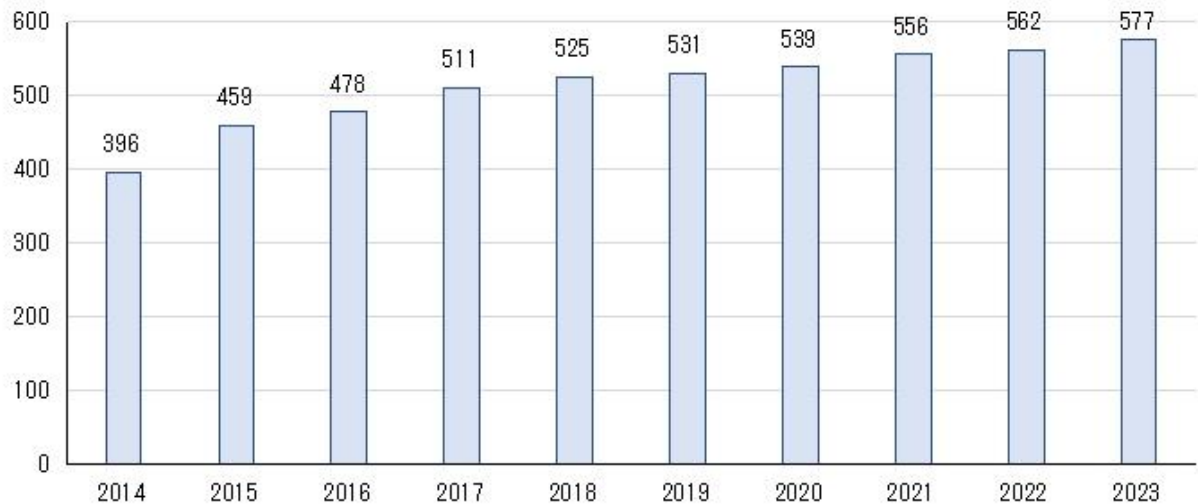
(単位:人)

年度	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (H31)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)
利用者数	396	459	478	511	525	531	539	556	562	577

出典:市 こども家庭センター(年度末の支給決定者数)

<障がい児サービス利用者数>

(単位:人)



全国

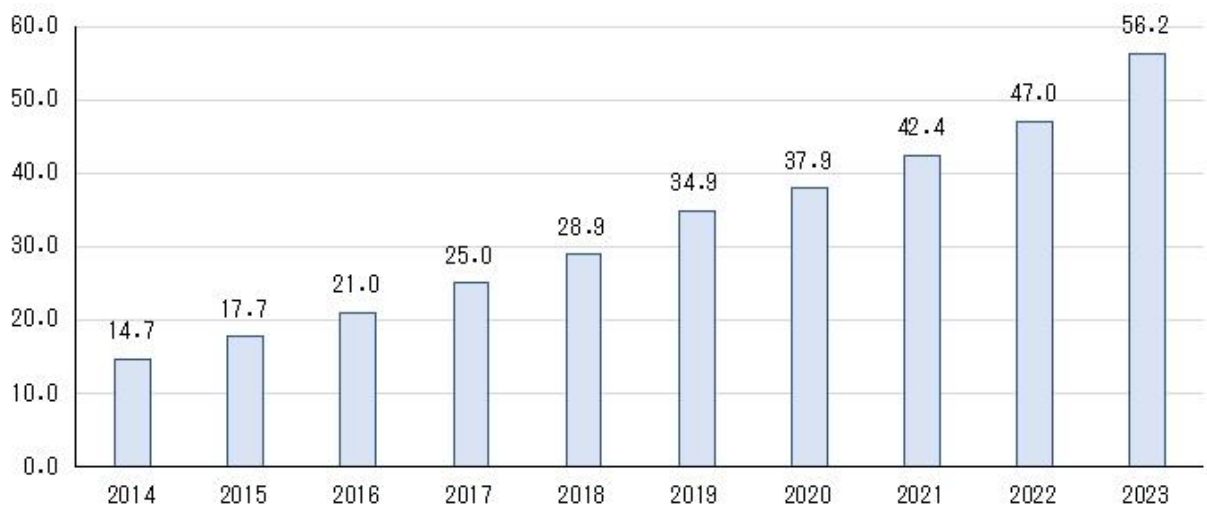
(単位:万人)

年度	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (H31)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)
利用者数	14.7	17.7	21.0	25.0	28.9	34.9	37.9	42.4	47.0	56.2

出典:厚生労働省資料(毎年10月の利用者数)

<障がい児サービス利用者数>

(単位:万人)



9. 貧困率の推移

全国

(単位: %, 万円)

	1991 (H3)	1994 (H6)	1997 (H9)	2000 (H12)	2003 (H15)	2006 (H18)	2009 (H21)	2012 (H24)	2015 (H27)	2018 (H30)	2021 (R3)
相対的貧困率	13.5	13.8	14.6	15.3	14.9	15.7	16.0	16.1	15.7	15.7	15.4
こどもの貧困率	12.8	12.2	13.4	14.4	13.7	14.2	15.7	16.3	13.9	14.0	11.5
貧困線	135	144	149	137	130	127	125	122	122	124	127

出典: 厚生労働省 国民生活基礎調査

< 相対的貧困率、貧困線 >

(単位: %, 万円)



※相対的貧困率とは

世帯の所得が、全世帯の中央値の半分(貧困線)未満である人の比率を指す。

世帯の可処分所得(収入から税金や社会保険料などを差し引いた手取り収入)を世帯員数の平方根で割って調整(世帯の規模を反映)した所得である「等価可処分所得」の中央値の半分の額(貧困線)に満たない世帯に属する世帯員の割合

※こどもの貧困率とは

18歳未満の子ども全体に占める貧困線に満たない18歳未満のこどもの割合

※貧困線とは

この水準を下回ると、母集団のなかの大多数と比べ、貧しい状態にあることを指す。

「等価可処分所得」の中央値の半分の額

資料編 3.参考資料

10.生活意識の現状

高山市

<子育て世帯の生活意識>

(単位: %)

	2023 年 (R5)				
	大変苦しい	やや苦しい	普通	ややゆとりがある	大変ゆとりがある
子育て中の保護者	14.1	38.3	37.5	8.0	2.1
乳幼児の保護者	13.0	37.0	39.6	7.8	2.6
小学生の保護者	14.2	35.1	39.5	9.0	2.2
中高生の保護者	15.1	43.0	33.2	7.1	1.5

(単位: %)

	2018 年 (H30)				
	大変苦しい	やや苦しい	普通	ややゆとりがある	大変ゆとりがある
子育て中の保護者	11.8	31.0	45.8	10.7	0.6
乳幼児の保護者	6.1	22.0	56.4	11.7	3.8
小学生の保護者	7.9	30.4	49.3	10.7	1.7
中高生の保護者	11.8	31.1	45.8	10.7	0.6

出典: 市 こども政策課 子育て世帯生活実態調査

全国

<全世帯、子育て世帯の生活意識>

(単位: %)

	2023 年 (R5)				
	大変苦しい	やや苦しい	普通	ややゆとりがある	大変ゆとりがある
全世帯	26.5	33.1	35.8	3.9	0.7
子育て中の保護者	28.5	36.5	31.5	3.1	0.4

(単位: %)

	2018 年 (H30)				
	大変苦しい	やや苦しい	普通	ややゆとりがある	大変ゆとりがある
全世帯	24.4	33.3	38.1	3.7	0.6
子育て中の保護者	27.4	34.6	33.3	4.0	0.6

出典: 厚生労働省 国民生活基礎調査

11.育児休業取得率の推移

高山市

(単位: %)

区分 \ 年度	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (H31)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)
男性	0.0	2.3	2.0	2.2	4.5	17.1	20.3	36.7
女性	97.5	90.6	100.0	98.0	100.0	96.2	97.3	98.1

出典: 市 雇用・産業創出課 労働実態調査

<育児休業取得率>

(単位: %)



全国

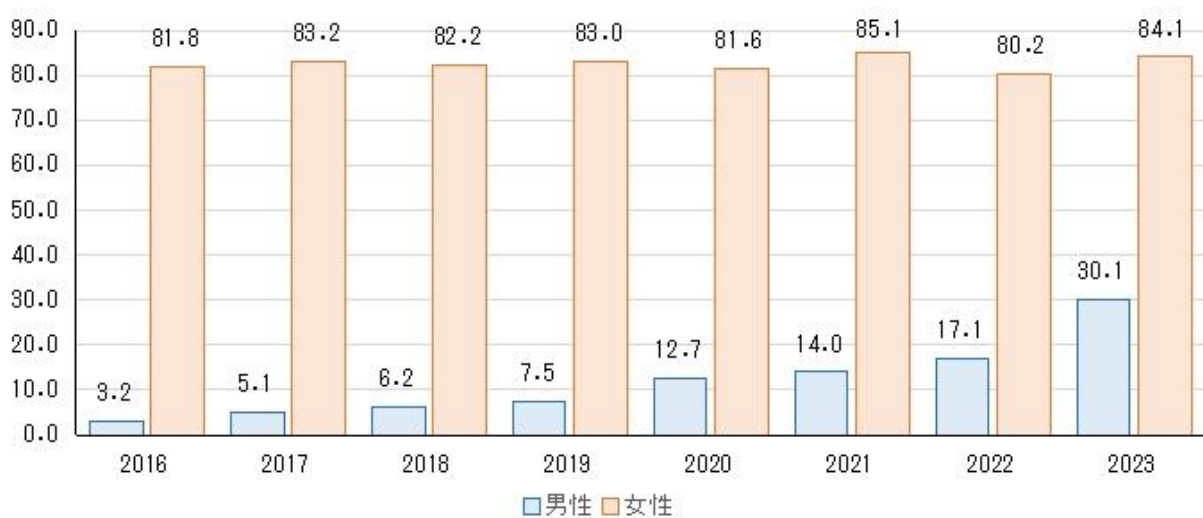
(単位: %)

区分 \ 年度	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (H31)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)
男性	3.2	5.1	6.2	7.5	12.7	14.0	17.1	30.1
女性	81.8	83.2	82.2	83.0	81.6	85.1	80.2	84.1

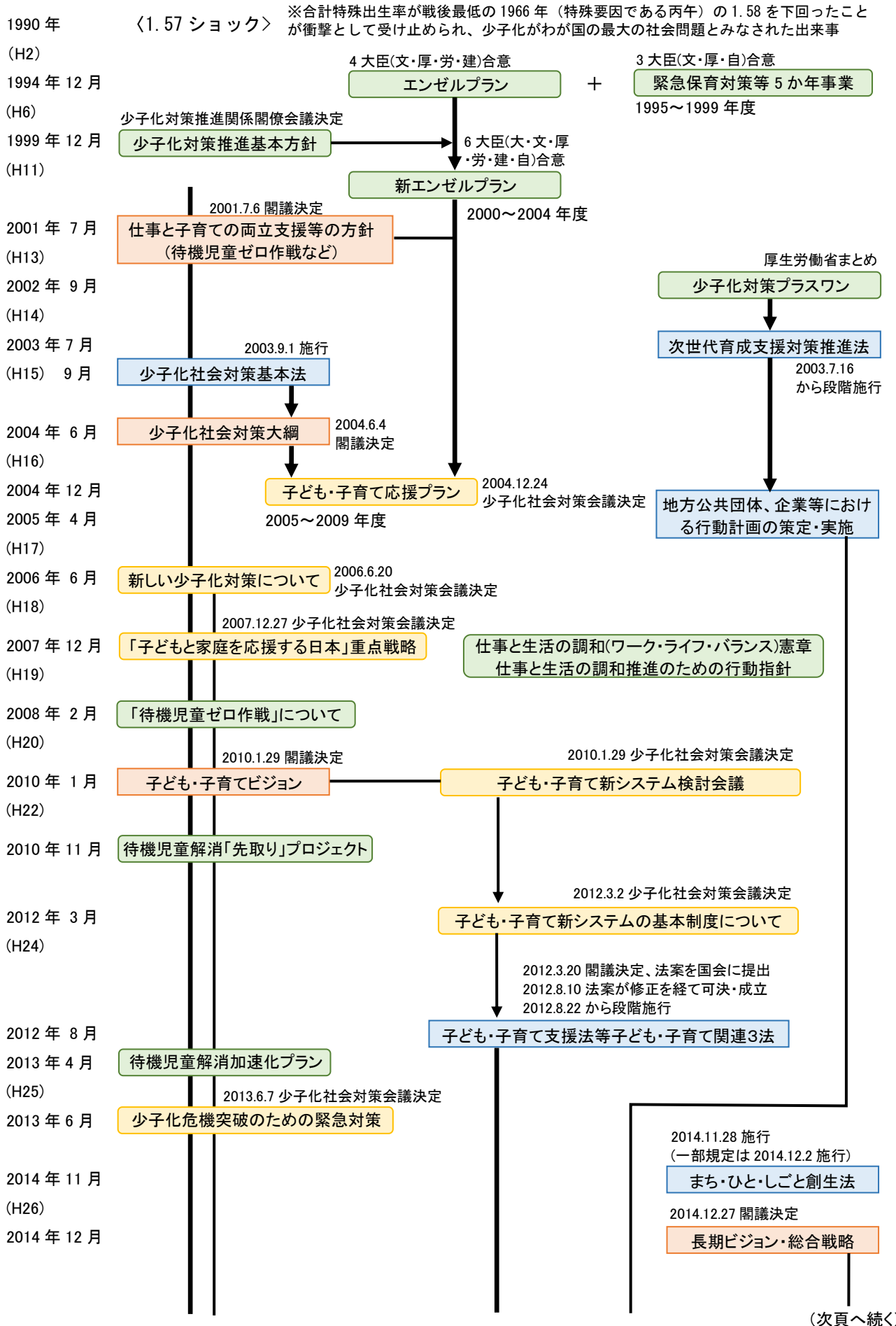
出典: 厚生労働省 雇用均等基本調査

<育児休業取得率>

(単位: %)

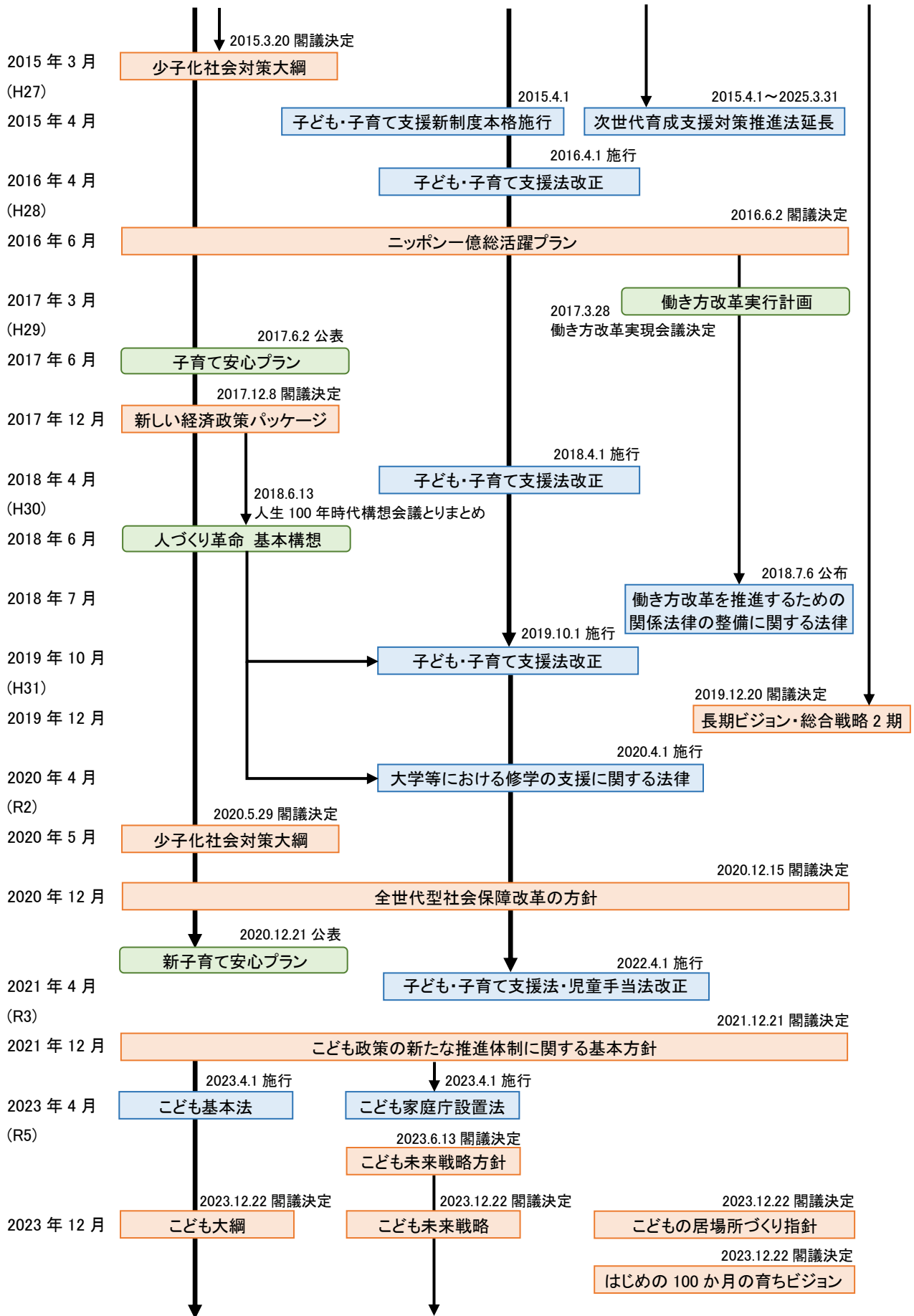


12. 国の政策の変遷 「1.57 ショック」から現在



資料編 3.参考資料

(前頁から続き)



こども家庭庁資料をもとに高山市作成